第6回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1.日 時

平成15年12月24日(水)14時00分~17時10分

2.場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

- 3.会議の次第
 - (1) 開 会
 - (2) 議事

議案第16号 市町村建設計画に関する件

議案第28号 特別職の職員の取扱いに関する件

議案第31号 一部事務組合等の取扱いに関する件

議案第32号 使用料、手数料等の取扱いに関する件

議案第33号 補助金等の取扱いに関する件

議案第34号 防災等関係事業の取扱いに関する件

議案第35号 消防事業の取扱いに関する件

議案第36号 議会議員の任期および定数の取扱いに関する件

(3)報告

組織および機構の取扱いについて 小規模水道の取扱いについて 法定受託事務以外の国民年金事務の取扱いについて

- 4. 出席者氏名
 - (1) 出席委員(26人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 伊藤 憲一

委員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、 辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、 工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、 小野寺一志、竹下 博英、池村 好道、佐藤 裕之、稲場みち子、 小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、地主 重子

(2) 事務局

事務局長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司

事務局参事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、工藤 昌夫、佐々木秀則、

丸山 春男

事 務 局 員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、

藤原 正人

専門部会長 内山 真次、藤本 六男、大山 幹弥、平山 武志、藤枝 禮助、

佐々木秀平、我妻 弘思、佐藤 英實、保坂 正、佐々木敏雄、

佐川 弘道、木内 鑛生、三浦 廣咲、中川 茂孝、福田 恵一、

斎藤 秋郎、工藤 松雄、畠山 茂、佐藤 健悦、伊藤 高

関係職員 木島 憲悦、珍田 澄夫

5. 欠席者氏名

1 欠席委員(3名)

副 会 長 大山 博美

委 員 高橋 兵一、山口 博司

6 . 会 議 録

高橋事務局参事 ただいまから第6回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いた します。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の協議会では、各専門部会での調整事項を集約した案件について協議を 予定していることから、事務局側の説明員として、すべての専門部会から部会長等を 出席させております。出席者の紹介につきましては、資料としてお配りしております 出席者名簿により省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、副会長であります河辺町の大山町長は、病気療養中のため、本日の会議は欠席であることをお断りいたします。

そして、本日、県の振興局長であります山口委員、それから雄和町の高橋委員は、 それぞれ所用により、欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認したいと存じます。

委員各位のテーブルに本日お配りしてある資料を乗せております。その関係がありますので、一つひとつ確認していきます。

まずは次第でございます。次第を差し替えしていただきたいと思います。この件につきましては、次第の議事の議案第36号、議会議員の任期および定数の取扱いに関する件が本日追加の提案となりましたので、その件でこれが差し替えになったものでございます。

併せまして資料の追加が付帯としてございます。

資料1-1は議案第36号関係の議案の追加でございます。

そして、資料 5 が補助金等の取扱いについての資料でございます。これは先の幹事会において、今一度の調整が必要ということがございまして、事務方でさらなる精査をいたしまして、本日、当日の配付資料となったものでございます。

それから、資料 8 につきましては、議会議員の任期および定数の取扱いについての 関係資料ということになります。

そして、その他の資料といたしまして先程申しあげました説明員の名簿がその他資料 1、さらにその他資料 2 といたしましては、今後の会議開催予定表をつけております。

以上が本日の資料でございますので、それぞれ所定のところに差し込んでおいていただければ大変有難いと思います。

それでは、会議の進行は規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと 存じます。

佐竹議長 今日は24日、クリスマスイブで、師走で一番忙しいときでございますが、 このお忙しい中ご参会をいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、ちょっと私から二、三。これは各議会関係者、行政関係者は 承知しておることでございますが、民間の皆様方もいらっしゃいますので、少し言わ ずもがなのことですが、若干私からお話を申しあげたいと存じます。

2日ぐらい前の知事の記者会見等で、来年度の地方交付税が、臨時財政対策債を含めて10%以上の減額という話がございまして、極めて交付税の減額幅が大きいという状況になっています。今、県の市町村課といろいろ情報交換をいたしておるわけです。また、全国市長会、全国町村長会の方とのやり取りもありますけれども、いずれ、来年度の予算そのものも極端に一般財源が不足すると。県も相当な削減幅であり、各市町村もそうです。この状況がいつまで続くのかというと、確実に3年間は続くというように見なければならないと思います。いわゆる税財源の移譲と交付税の縮減がセットで入ってきております。これは政治の枠組みがいかにあれ、大体その方向でいくであろうと。

そうしますと、いわゆる全体として単独事業等、あるいは単独政策については、こ のあといずれの団体、日本全国どこでもそうですが、ほとんど、増える要素というよ りも大幅に減らさざるを得ないと。ですから、何をやるかでなく、何をやめるかという議論に当然これからなろうかと思います。へたをすれば30%ぐらい交付税が減るという前提を想定してかからなければならないと。

今日、このあとに財政計画が出ますけれども、これはあくまでも今あるルールでありまして、最近政府の地方財政計画、地方税計画、交付税等発表なりましたけれども、大体あの方向で最終決定をした段階でもう一回再算定をして、将来見通しまでやりますと、相当な圧縮という形になろうかと思います。そういうことも含めてひとつ、これからのこの合併の建設計画等も、いろいろと検討・協議していかなきゃならないのではないかなという感じがいたします。

ただ、先般、国の合併関係の総務省の幹部と私もお話をしてきましたけれども、合併に関する支援措置については、これは約束は守りますよという話はしております。今、合併に関する約束を破られればこれは意味がないわけでして、それについては、合併に関する財政支援措置についてはきっちり守りますという話は伺っております。ただ、それ以外については相当厳しいということをご認識をいただきながら、これからいろんなことをやっていかなきゃならないということで、またご難儀をかけますけれども、ひとつよろしくお願いを申しあげたいと存じます。

それでは、早速議事に入ります。

議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程第6条に基づき、本日の会議における会議録署名委員の指名をいたします。会議録署名委員は、 秋田市議会副議長の安井貞三委員、雄和町議会議員の竹下博英委員、河辺町の佐藤勇 一委員にお願いをいたします。

それでは、これから早速次第の2の議事に入ります。

今日の案件は8件でございます。

まず、議案第16号、市町村建設計画に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 それでは説明してまいります。

資料は1でございます。第6回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集でございます。

めくっていただきまして 1 ページをご覧ください。

議案第16号、市町村建設計画に関する件でございます。

本件につきましては、9月29日の第3回協議会で基本構想部分について、そして11月26日の第5回協議会で建設計画、財政計画について説明したものでございます。

今回は、これらを全体計画として提案し、計画素案とするものであります。

このあと来年1月下旬から住民説明会等を開催し、意見・要望をいただいたうえで

最終確定してまいるものでございますが、この議案の取扱いとしましては、今回においても、また継続審議をお願いするものでございます。

内容説明は豊嶋事務局次長が行います。

豊嶋事務局次長 それでは議案の次のページに別紙として、緑あふれる新県都プラン (素案)という資料がございますので、これに基づきましてご説明いたします。

まずはじめに、次のページをめくっていただきますと目次がございます。ご確認の 意味で説明いたしますが、第1章、合併の必要性と効果から第8章、財政計画までの 構成となっております。前回の協議会において全体像をお示しいたしましたけれども、 今回は財政計画について少し詳しく説明したいと思っております。

財政計画の説明の前に、第1章から第7章の間に若干訂正した箇所がございますので、主なもの3点につきましてご説明いたします。

まず最初に13ページをお開き願います。第5章、まちづくりの基本方針。1、まちづくりの目標のところでありますけれども、後ろから8行目のところにアンダーラインがございます。「商工・農林業」というふうに「農林業」を付け加えております。これは前回の協議会でも説明いたしましたけれども、両町の議員の皆様から両町の基幹産業である農林業を、是非ここに付け加えて欲しいという要望がございまして、それに対応したものでございます。

続きまして25ページをお開き願います。25ページに主要事業の一覧表がございます。(3)道路網の整備の3つ目のところ、道路改良事業の一番最後に「芝野橋線」という事業を入れてございます。これにつきましては、雄和町からの要望がありまして、芝野橋の架け替え事業を新たに加えたものでございます。

次に30ページをお開き願います。30ページは農林水産業の振興の施策のところでございますけれども、ここのアンダーラインの部分であります。「水産業については、栽培漁業や漁業関連施設の整備につとめるなど、沿岸漁業・内水面漁業の振興をはかります。」ここにつきましては、河辺町からの要望でございまして、それによる対応でございます。

続きまして42ページをお開き願います。

第8章、財政計画でございます。歳入歳出とも、総額1兆3,215億6,400万円となってございます。前回の協議会でお示しした額よりも17億円ほど少なくなってございますが、これは行政制度の調整を終えた分の影響等によるものでございます。

それでは、この財政計画につきまして、別紙の参考資料1をちょっとお開き願います。参考資料1、秋田市・河辺町・雄和町新市建設計画(素案)財政計画参考資料というものでございます。記載のとおり、表題の下に目次がございます。科目別見通しの考え方一覧、1市2町の財政計画構成表、財政計画総括表、財政支援措置一覧、そ

して最後に主要財政指標という構成になってございます。

それでは、中をお開き願います。 1ページの科目別見通しの考え方でございます。これは平成17年度から向こう11年間の財政見通しを試算するにあたり、考え方を一覧により整理したものでございます。主なものを説明いたしますと、まず上半分が歳入になってございますけれども、一番上の地方税、1つ飛びまして地方交付税等の一般財源につきましては、ここに記載のとおり通常分では今年の1月に内閣府が作成いたしました「改革と展望 - 2002年度改定」における「地方普通会計の姿」の伸び率をベースに試算してございます。

なお、平成20年度以降につきましては、国の考え方が不明瞭なことから据え置きと してございます。

また、合併影響分につきましては、合併に伴う超過税率等の調整による税収影響分、あるいは交付税の特例措置分などを算定してございます。

中ほどの国庫支出金、県支出金等の特定財源につきましては、いずれも通常分では 扶助費および普通建設事業に充当されるものについては、事業費と連動させた形で個 別に見込んでございます。一方、合併影響分といたしましては、合併に伴う補助金等 を見込んでございます。

次に歳出でございますけれども、まず人件費につきましては、秋田市行政改革大綱に基づく職員の削減計画をベースにいたしまして、段階的に削減していくとして見込んでございます。

下から6つ目の補助費等につきましては、公営企業、あるいは第三セクターに対する補助金等は、今後の所要額を見込みまして個別に積み上げいたしております。

一番下の普通建設事業等につきましては、事業計画に基づきまして普通建設事業の 積み上げにより所要額を見込んでございます。

このような考え方に基づいて算出した結果を、右側の方でありますけれども、2ページに集約してございます。1市2町の財政計画の構成表でございます。計画期間であります平成17年度から平成27年度まで11年間の計画累計を示したものでございます。

この表の構成を、表頭と申しますが一番上のところの網掛けの部分でありますけれ ども、これに沿って説明いたします。文字が小さくて大変恐縮でございます。

一番左の欄でありますが、合併を前提としない財政計画でございます。これは1市2町それぞれの単独の財政計画を集計したものであり、これが財政計画の土台となるものでございます。秋田市は歳入歳出とも、総額が1兆1,890億600万円、河辺町が504億3,600万円、雄和町が458億100万円となっております。

次に、表頭の真ん中の合併影響分、Dの欄でございますが、合併に伴い、新たに見

込まれる歳入歳出等を記載しているものでございます。歳入歳出差し引きで42億8,600万円となっております。合併影響分の内訳といたしまして、ここに3つ区分けしており、一つは行政制度調整によるもの、もう一つは建設計画事業絡みのもの、そして最後に国・県の財政支援によるものというふうに分けてございます。

まず、行政制度調整に係る主なものを申しあげますと、歳入では地方税に超過税率等の調整による影響があるほか、地方交付税、国・県支出金において中核市業務に伴う増減がございます。また、歳出ではスケールメリットによる人件費の減額があるほか、中核市の影響、行政制度調整の結果などによる影響額がございます。

なお、人件費は58億1,700万円の減でありますけれども、これは一般職員数の減、 農業委員等、既に調整を終えている分について見込んでいるものでございます。また、 扶助費、物件費の増については、いずれも11月末日までに専門部会で調整を終えた事 務事業等について見込んでいるものでございます。

次に建設計画事業でございます。これは、この新市建設計画に位置づけられている事業でありまして、合併特例債を充当する事業もこれに含んでございます。ここに新規と財源活用、重複分の3つに分けておりますけれども、新規等(b)の欄は、左の欄の合併を前提としない財政計画には盛り込まれていない事業でございまして、合併に伴って新たに実施する事業でございます。

その右隣り(c)の財源活用につきましては、これは合併を前提としない財政計画に 盛られている既存の事業でございまして、その事業効果が新市の建設促進につながる ものをピックアップしたものでございます。財源的には、合併特例債との振り替えを 行っているものもございます。

次に(d)の重複分についてでありますけれども、ここの事業は左の欄の合併を前提としない財政計画に内包されている、含まれている部分もございますので、これから(c)の財源活用の重複分を差し引いたものでございます。

次に(e)の財政支援措置の欄でありますけれども、地方交付税をはじめ、国・県支出金等の支援措置を整理したものでございます。

その結果、合計額はここに記載のとおりの数値となりまして、これに右から2つ目のF欄の調整を加えますと、一番右側の財政計画のトータルは、歳入歳出とも1兆3,215億6,400万円となるものでございます。この額は先ほど説明いたしました建設計画の42ページの第8章、財政計画の合計欄の数字と同額になるものでございます。

次に、3ページ・4ページをお開き願います。ここは財政計画総括表でございます。 これは参考として計上いたしました。一番左側にあります平成16年度予算のほかに、 計画期間11年間の財政計画を年次別に示しているものでございます。

次に6ページは、財政支援措置一覧でございます。ここは平成16年度から平成27年

度までに受けられる支援措置を記載してございます。大きく国の措置、県の措置、そ して起債の3つに分けてございます。

国の措置のうち、まず普通交付税につきましては、2つの措置がございまして、上段の算定の特例、いわゆる合併算定替でありますが、これは合併年度とこれに続く10年間は、合併しなかったものとして普通交付税額を保障しているものでございます。つまり、合併特例法によりまして合併によって本来であれば交付されない分、13億5,900万円についても保証されるというものでございます。その下の1億2,000万円につきましては、このあとに続く5年間の激変緩和措置に係る平成27年度、1年分の交付税でございます。

また、臨時的経費に対する財政措置、いわゆる合併補正でありますけれども、これは合併直後の行政の一体化に要する経費、あるいは行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費に対する措置でございます。

次に、特別交付税措置が2つございます。内容は記載のとおりとなっております。

3番目の合併市町村補助金につきましては、新しい市が市町村建設計画に基づいて行うところの一定要件を満たす事業に対する補助金でございます。

4番目の県の支援措置といたしましては、仮称ではありますけれども、合併特例交付金6億円がございます。

最後に、合併特例債措置につきましては、建設計画に基づく事業に対する財政措置 および基金造成に対する財政措置でございます。いずれも合併特例債の元利償還金の 70%を後年度、交付税で措置すると、そういうものでございます。平成27年度までの 計画期間内に措置される額は、ここに記載のとおりとなってございます。

次に、7ページ・8ページでございます。主な財政指標4つを載せてございます。 いずれも財政構造の健全性を判断するうえでの基準となる指標でございます。秋田市 では、行政改革大綱の中に財政健全化目標を掲げておりますけれども、いずれもこの 目標をクリアしております。

まず最初に(1)経常収支比率といいますのは、人件費や公債費、公債費というのは借金の返済でありますけれども、人件費や公債費などの経常的支出に対して市税や地方交付税などの経常的歳入の一般財源がどの程度使われているかを示す指標でございます。これは財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標でございます。秋田市の行革大綱では、これを85%以下に抑えることを目標としております。ご覧のとおり計画期間内では、すべての年度で目標をクリアできる見込みでございます。

次に(2)起債制限比率でありますけれども、これは市税や地方交付税などの一般財源が公債費などにどの程度使われているかを示す指標でございます。これが一定の限度を超えますと、市債の発行に制限が加えられるものでございます。秋田市の行革大

綱では、15%以下に抑えることを目標にしてございます。計画期間内では、ご覧のとおり11%台で推移していることから、これについても目標をクリアできることがわかります。

次に(3)公債費比率についてでありますけれども、公債費が経常的な歳入の一般財源に占める割合を示すものでありまして、これは参考までに記載してございます。計画期間は15・16%で推移してございます。

最後に、地方債依存度でありますけれども、これは普通会計の歳入総額に占める市債の割合でありまして、市債への依存度を示す指標でございます。これの目標値も15%以下でございますが、平成17年度だけ15.6%というように目標を超過しております。これは平成17年度に合併特例債38億円を財源として、市町村振興基金を積み立てることから一時的にオーバーしているものでありまして、平成18年度以降はいずれも15%以下という目標をクリアできる見込みでございます。

続きまして、次に参考資料 2 をご覧いただきたいと思います。これは市町村建設計画に掲載した事業の集計表でございます。総額で955億7,700万円となっております。前回これをお示しした総額よりも27億円ほどの増となってございます。これは先ほどご説明いたしました芝野橋の架け替え、これが10億円程度であります。地方バス路線維持対策経費の増、その他事業調整によるものでございます。地域別では、雄和地域が10億円の増、全地域が22億円の増などとなってございます。

以上で財政計画の説明を終わりますけれども、未調整の行政制度の協議結果、あるいは1市2町の平成16年度の当初予算、そして、先ほど会長からもお話ありました国の三位一体の改革等16年度予算、地方財政計画等との兼ね合いで、数値については今後とも変動していくことをご了承いただきたいというふうに存じます。

今回の説明により、市町村建設計画の素案の全体像をお示ししたことになります。 今後は、この素案を基にして住民説明会等での説明を行いながら、いろいろとご意見 を伺いたいというふうに考えております。最終的には来年5月の協議会において、こ の計画の最終的な決定をお願いしたいというふうに考えてございます。委員の皆様に は、引き続きいろいろとご意見をお寄せいただければと存じます。

なお、今回お示しした素案により、今後、県との協議が必要でありますので、県との協議も開始したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。

佐竹議長 それでは、議案第16号の市町村建設計画に関する件に対しまして、まずご質問からいただいてまいりますが、今、事務局の説明にもありましたとおり、まだこのあとの様々な調整、あるいは要望等が引き続きあろうかと思います。そういうことで、本計画は引き続き継続審議として取り扱い、来年5月の第11回の会議におきまし

て最終確定させる予定でございます。

ただ、年明け以降の各市町での住民説明会に対応するため、今日の会議で一旦素案 として固めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

それでは、まずご質問から伺います。ご質問ございませんでしょうか。はい、どう ぞ。

藤原 貢委員 開口一番市長さんが申されましてね、私も新聞等々見て、この臨時財政特例債などは一定なものだと思っておったけれども、先ほど会長さん言われたとおり急に変わってくるわけですね。それで、新聞によりますと、1市町村3億円ぐらいという非常に大きな金額です。私も11月26日に財政計画に対してのそういった考えをお聞きしたわけですけれども、現在を予測しての計画だったようですし、非常に厳しくなるわけです。

これが、特に合併時点には特例債等があり、非常に歳入も歳出も増えるわけですが、こういったものが今度、10年、15年はよいとしても、私方が非常に心配するのは、平成27年までの計画が終わったあとの元利償還という時代になった場合におきまして、建設計画の中の主要事業が出ておる前期・後期が過ぎて、今度は元利償還の年代に入ってきた場合、厳しい状況を考慮して、元利償還は一般会計の耐用力の範囲内にするべきだと思うんですが、そこいら辺についてどのようにお考えになっているかひとつお聞きしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局、お願いします。

大山財政専門部会長 この財政計画については、先ほど説明ありましたように、あくまでも現時点での情報をベースにして作っております。

この先については、やはりおっしゃるように、今、三位一体改革の中で諸々変わってまいります。その見通しを見ながら、先ほど資料の7ページ・8ページにありましたように、こういう財政指標を予測し、それなりの見通しを立てながら財政運営をして、この10年後、15年後先に財政危機に陥らないような運営につとめてまいりたいというふうに思います。

佐竹議長 たぶんこの3年ぐらいの間、三位一体の改革、税源移譲等について、あるいは道州制なんかも議論されると。そこら辺で、今度はそういう段階でいろいろな状況を見ながら、常に健全財政を見越しながらやっていかなければならないということではなかろうかと思います。

ただ、前にもちょっとお話申しあげましたが、いずれ金額は別にして、これに載っていない項目はすべからく国・県の合併支援の対象にならないものですから、やはり、これは幅広に載せておくということが必要ではなかろうかなと思います。

それでは、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご異議がございませんので、議案第16号、市町村建設計画については、一旦今回のこれを素案として固めつつ、引き続き継続審議とさせていただきます。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご異議がないようでございますので、引き続き継続審議といた します。

これをもって住民説明会にそれぞれ臨むということになります。

次に、継続審議となっておりました議案第28号、特別職の職員の取扱いに関する件 を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 4ページでございます。

議案第28号、特別職の職員の取扱いに関する件でございます。

本案につきましては、前回の第5回法定協議会で継続審議とされていたものでございます。出された意見といたしましては、失職が自明であることから、あえて議案にする必要はないのではないかというものでございました。幹事会でこの件の取扱いを協議した結果、法定協における協議としては必須事項でない本件については、撤回が妥当という結論に達したものでございます。

なお、撤回のご了解をいただくためには、本協議会において撤回とする旨の議案の議決を要します。従いまして、この議案を撤回議案として処理する次回まで、再度の継続審議の決定を本日お願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

佐竹議長 この件につきましては、ただいま事務局長より説明があったわけでございます。撤回したいということでございますが、撤回をするためには撤回の議案が手続き上必要ということで、今回は継続審議という形にせざるを得ないということでございます。

それでは、ご質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、議案第28号、特別職の職員の取扱いに関する件について、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第28号、特別職の職員の取扱い

に関する件は、継続審議とさせていただきます。

次に、議案第31号、一部事務組合等の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 6ページでございます。

議案第31号、一部事務組合等の取扱いに関する件。

- 一部事務組合等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。
- 1 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとする。
- 2 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとする。
- 3 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、 一般職の職員の取扱いに準ずるものとする。

平成15年12月24日提出。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

資料3、議案第31号関係資料でございます。

めくっていただきまして、1ページ目が様式1の総括表でございます。この一部事務組合等の取扱いについては、1.消防組織機構から4.職員の被服および貸与品まで4項目ございます。区分がB欄でございますから、秋田市の制度に統一するでございます。

もう 1 ページめくっていただきまして、(14) - 2 ページでございます。 1 . 消防組織機構、常備消防の関係でございます。

課題の欄では、秋田市単独の秋田市消防本部と両町で構成する河辺雄和地区消防一部事務組合消防本部が存在すること。調整方針でございます。事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産は全て秋田市に引き継ぐものとする。河辺消防署および雄和分署は、現行どおりとする。事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとし、消防職員定数は秋田市の定数355人に事務組合の定数46人から1を減じた45人を加えた400人とする。消防吏員の階級は、原則として合併時の階級を引き継ぐものとし、職名は秋田市の制度に統一する。ただし、合併後の新市において、組織の再編および定数の見直しをする。これが調整方針案でございます。

3ページ以降につきましては、説明を省略いたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの一部事務組合等の取扱いに関する件について、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、次にご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ないようでございますので、議案第31号、一部事務組等の取扱いに関する件については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定されました。 次に、議案第32号、使用料、手数料等の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 8ページでございます。

議案第32号、使用料、手数料等の取扱いに関する件。

使用料、手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については経過措置を講じるものとする。

資料4、議案第32号関係資料でございます。

今回、合併協議の対象となる使用料、手数料等のうち、農業集落排水事業、それから下水道事業、水道事業に係る使用料等については、当該事業協議の際、議題にしたいと考えております。すなわち、今申し述べました農業集落排水事業、下水道、水道事業以外のすべての使用料について、このたび協議いただくものでございます。

それではめくっていただきまして、1ページでありますけれども、これは今までの 様式とかなり違ってございます。

まず、網掛けしている表頭の部分でございますが、番号の部分につきましては、これは任意に付けてございます。部会については、各専門部会を表示してございます。それから種別については、この場合は使用料か手数料か、あるいはその他の区分かでございます。そして、秋田市、河辺町、雄和町とある部分の記載事項は、それぞれ1市2町の予算科目を表示してございます。区分は、これまでどおりABCの記載でございます。右の欄には、経過措置がある場合は 印となるものでございます。調整方針は記載のとおり、このようになってございます。

主なものを説明してまいります。

1ページ目の23番でございますが、福祉サービス使用料、これは河辺町の寝具類等 洗濯乾燥サービス使用料については、Cの区分でありますので事業を廃止する、でご ざいます。

次のページをお願いいたします。2ページでございます。39番でありますが、商工

専門部会関係の使用料、向野甚兵衛沼使用料、これもC区分でございますから廃止でありますが、合併前に釣り堀施設の用途廃止をする、という調整方針でございます。

45番、雄和町の雄和町サイクリングターミナル使用料の関係でございます。これは A 区分でありますので、現行どおりとする調整方針であります。ただし、貸し自転車、グランドゴルフを除き、レジャー部門を廃止する、としてございます。

50番、これは河辺町岩見三内自然休養村使用料でございますが、これはAでありますので、調整方針のとおり現行どおりとする。ただし、70歳以上の割引料金は合併時に廃止する、でございます。

次の3ページ目でございますが、57番、農林部関係の使用料、山水荘使用料につきましては、Cでありますので廃止する方向で検討する、でございます。

60番、河辺町の森林総合利用施設使用料についてはCであります。調整方針は廃止する、であります。

77番、都市整備部門の中の公営住宅使用料でございます。雄和町は住宅使用料という計上科目でありますが、これは区分はBでありますが、ここに経過措置がございます。合併時に秋田市の制度に統一する。現在の入居者については平成19年度まで段階的に秋田市の制度に統一する、という記載でございます。

81番、両町における特定公共賃貸住宅使用料、あるいは住宅使用料の関係でございますが、Bという区分で、経過措置がございます。調整方針でありますが、合併時に使用料について、市場家賃を勘案して定める。現在の入居者については平成19年度まで段階的に秋田市の制度に統一する、でございます。

次のページをお願いいたします。4ページでございます。85番、都市整備部門の雄和町浄化槽使用料(公営住宅特別会計)でございますが、調整方針に経過措置がございます。合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、平成17年度まで従前の例によることとし、平成18年度から下水道使用料に統一する。

次に94番、教育部門の公民館使用料、河辺町は多目的センター使用料、そして雄和町は農村環境改善センター使用料でありますが、これはA区分でありますので、現行どおりとする、という調整方針でございます。

次に5ページをお願いいたします。123番目以降については、使用料から手数料に入ってまいりました。127番・128番・129番の部分は、両町における督促手数料等でございますが、この3つともCでありまして、平成17年1月11日をもって廃止する、という調整方針でございます。

次のページをお願いいたします。6ページであります。冒頭の140番・141番・142番につきましても督促手数料、証明手数料等でございますが、C区分でありまして、 平成17年1月11日をもって廃止する、という調整方針でございます。 158番、環境関係の手数料でありますが、粗大ごみ収集運搬処理手数料につきましては、Bという区分でございまして、調整方針は、平成17年度に秋田市の制度に統一する、としてございます。

最後のページ、7ページでありますが、下から3つ目の179番、福祉関係のその他種別でございます。秋田市の保育所保護費負担金、河辺町の保育園使用料、雄和町の保育所保育料(負担金)でございます。区分はB、経過措置を設けてございます。調整方針は、平成17年度から毎年25%ずつ両町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第32号関係について、ご質問をお受けいたします。ご質問はございませんでしょうか。はい、伊藤委員。

伊藤 満委員 保育料のことについてお伺いしたいと思います。

激変緩和策ということで、毎年25%ずつという説明がありましたけれども、現在の保育料金の比較をしてみますと、河辺・雄和に比べて秋田市が大体倍ぐらいの保育料金という現状になっております。

この保育料につきましては、それぞれ独立採算ということを考えますと、当然受益者負担ということが求められるわけですが、これまでのそれぞれの市町における少子化、あるいは児童生徒に対する援助ということを考えますと、政策的な判断が非常に色濃く反映されたことであったというふうに思います。そういうことを考えますと、今回の保育料の激変緩和措置後の負担というものは、特に若い世代にとっては大変な負担になるのではないかというふうに思います。

併せて、少子化の現状を考えてみますと、0歳児、未満児保育のことも含めて、いわゆる少子化を防ぐための出生率を上げるためにも、保育所というものの充実および保育環境が必要なことは言うまでもございません。そういうことを考えますと、1人でさえ倍でありますので、一緒に保育所に2人、3人と入れることになりますと、とてもではないが、これからの共稼ぎ夫婦にとっては、片方が保育料金にほとんどいってしまうということが予想されるような気がします。

しかしながら料金の適正化も含めてやむを得ない負担にはなると思いますが、将来のことを考えますと、これに代わる新たな子育て支援策というものも非常に大事ではないかというふうに考えます。秋田市、それから河辺、雄和の現況を見ましても、非常に高齢化が進んでおることから、高齢者福祉ももちろんそのとおりでありますけれども、若者の地域離れを防ぐ意味からも、新市の計画に保育についての何らかの手当が必要ではないかというふうに考えますが、その点についてどのような議論をなされたのか、もしありましたらお伺いしたいと思います。

佐竹議長 はいどうぞ、事務局。

高橋事務局長 保育の関係でございますので、福祉保健部会長からお答えさせていた だきます。お願いします。

藤枝福祉専門部会長 福祉部会を担当いたしました秋田市の福祉保健部長の藤枝でございます。若干時間をいただきまして、ただいまの件につきまして説明させていただきます。

保育料に対する考え方と秋田市の子育て支援の状況についてであります。

まずはじめに、保育料に対する考え方でありますが、保育所につきましては、ご存知のとおり入所児童の年齢構成等に合わせた保育士の配置基準を定めるなど、全国一律に高水準のサービスを提供するために、国におきましては措置制度として運営しております。

この運営費の負担の考え方といたしましては、本来、保護者負担が半額の50%、公費負担が50%とされていたようでありますが、実際今は保護者負担が40%ぐらい、公費負担が60%ぐらいとなっております。公費負担のうち、本市は中核市でありますので、60%の半分30%を負担いたしております。また、保護者負担のうち、本市におきましても、ただいまお話ありましたとおり、若い人たちの子育てを支援するために、その費用の約40%ぐらいを軽減してまいりました。この軽減率は中核市の中でも高い方であります。

従って、実際の負担率で申しあげますと、まず市の負担部分でありますが、本来の60%の半分の30%と軽減部分として保護者分の40%の部分をさらに40%引き下げいたしておりますので、40×40で16%ぐらいになります。合わせて市の負担部分が46%ぐらいになります。

一方、保護者の方につきましては、40%ぐらいの残りの60%ぐらいでありますので、 4 × 6 で24%ぐらいの負担割合になってございます。

なお、本年度若干の見直しをいたしておりますが、大筋においてはただいま申しあ げましたような状況になってございます。

これを実際負担する金額で申しあげますと、本市の認可保育所の入所児童数は約3,500人ぐらいでありまして、運営費の総額は約35億円ぐらいかかっており、子ども1人当たりでは、ちょうど年間約100万円ぐらいかかる計算になります。このうち保護者負担額は年間約24・25万円ぐらいでありますので、先ほど申しあげましたように、24%というのが大体この数字からもおわかりいただけるかと思います。これを月額にいたしますと、平均して約2万円ぐらいでございます。

なお、この市の負担軽減部分として負担することになります金額、先ほど16%と申しあげましたが、これに相当する金額といたしまして、今年度およそ5億2,000万円

ぐらいを想定いたしているところでございます。大変大きい金額だと思ってございます。

両町におかれましては、より一層これらの点に重点をおかれまして、保護者負担の 軽減に努力してこられたものと思いますが、伺うところによって試算いたしますと、 保護者の負担率は、およそ総額の7%ないし8%ぐらいではないかと考えているとこ ろでございます。

次に、秋田市の子育て支援の状況について申しあげたいと存じます。

まず、市内の子どもたちの居場所についてでありますが、就学前児童数は、本市でも少しずつ減少傾向にあり、今年度約16,400人ぐらいとなっております。このうち幼稚園に通園している子どもが約5,300人、保育所に入所している子どもが、認可・認可外合わせまして約4,100人、残りの約7,000人が在宅となっております。

ここで課題となりますのは、保育所入所待機児童の解消と在宅の子育て支援についてでございます。子どもの出生数は本市でも漸減傾向にありますが、保育所入所を希望する方は年々増え、特に3歳未満児の待機者がかなりの率を占めております。こうしたことを踏まえまして、本市ではこれまでも待機の解消にも努力し、特に平成11年度と比較しますと4年間で600人の定員増をはかってきております。しかしながら、現在まだ2百数十名の待機者を抱えてございます。

また、こうした方々を含め、認可保育所に入所することができないという理由などで、認可外の保育施設に預けられている子どもが約600名ぐらいおります。いずれも小さい子どもを持つ世代でありますから、給料もそう高くない人たちでございます。こうした人たちのほとんどは、認可保育所の約2倍ぐらいの保育料、月額にいたしますと4万円から5万円の負担をしながら子育てをしているというのが現実であります。

ただいま申しあげました状況を整理いたしますと、1つには、保育料の保護者負担額としてどのぐらいが適正であるかということであります。2つ目といたしましては、保護者負担の軽減をはかるために、保護者のみならず税という形で負担することになる一般市民にも十分理解が得られる内容であるかどうかということであります。3つ目といたしましては、就学前児童の最も多くは、家庭で子育てされている子どもたちであります。子育てといいますと、保育所での保育を最初に思いがちでありますが、次世代育成支援対策推進法を持ち出すまでもなく、今まさに在宅での子育てをどうやって支援していくかが喫緊の課題でございます。本市では、河辺町、雄和町で実施しておられない在宅支援策も実施しておりますし、今後なお一層この分野にも力を入れてまいらなければならないものと考えておりますので、どうぞ保育料だけではなく、幅広い立場から子育て支援についてご理解いただければ大変有難いと思っているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

佐竹議長 いずれ目に見えるこのような形の料金の処理の仕方と、もう一つは子育て、あるいは子育ちということでしょうか。また、その地域性もあるでしょう。そういうことで、この建設計画とはちょっと違うでしょうが、いずれ人口を減らさないということが一番大切なことですので、これは申すまでもなく、今後とも重点課題ということで取り組んでいかなければならないということで十分皆様方もご認識しておるでしょうし、私ども秋田市としても認識しておるわけでございます。

ほかに。

小野寺一志委員 今、市長から重点課題として今後検討していきますということは、ここに提示された4年間で25%ずつアップしていくという方法があるんですけれども、これをそのまま進めながら重点として審議し、実施していくという具合に受け止めてよろしゅうございますか。

佐竹議長 ちょっと意味がわからなかったですけれども。

小野寺一志委員 別の角度からお話をさせていただきますけれども、私の方は平均して月1万円であります。今、説明をいただきましたけれども、市の財政と、うちの方は保育園と言いますが、保育園との運営の方法については、市でもたくさん出しているんだが、これを財政的にも堅実にもっていくためにはこうだという答弁と私は受け止めました。うちの方も、おそらくそのような計算をしたら、あるいはもうちょっとどころではなく、皆さんと同じような額になってしまうだろうとは思います。

ただ、市長さんが言った重点施策の一つとして位置づけながら展開していくということについては、私の方もそれを考えて、これまで子育てや保育園に一生懸命協力しながら進めてきております。子どもがおりますと、特に環境が違うわけですから、遠くには行けないし、努めて早く帰らなければいけない、そして、生活を維持していかなければいけない状態があります。そういう意味では、どうしてもパートに出たり、あるいはお仕事に出ましても、早く帰って子どもと一緒に過ごせる範囲内で仕事を選択しなければならない不利な状況なため、具体的に申しあげて失礼ですが、歴代町長の子育ての支援の原則として、これまで続けてきたのが保育料の設定の本旨であったわけです。だから私は、4年間で2万円にするというその計画は、健全経営をするためのことだとは理解できますけれども、保育園に入れている皆さんの立場からすると、なかなか経済的に理解し難い状況が想定されるわけであります。

元来、この合併の問題を考えるにあたり、一気には同じレベルにすることはでき得ないだろうと。これまでいろんな勉強をさせていただいた中で、10年間だけは調整をはかりながらやって、あと11年から5年間というのは、やっぱりいつまでたっても地域の特性ということでやるわけにいきませんので、段階的にそれを詰めながらやっていくということが許されるものと私は思っていました。ですから、僅か4年の間に倍

というと、秋田市の市民の経済からすると大丈夫でしょうけれども、1年間にやがて12万円アップしてしまうということは、大変な負担になるわけですので、せめても4年じゃなくて、10年ぐらいの間で徐々に2万円に近づけるような計画をもって進めてもらえないものかな、そんな希望を持って私どもはやっております。

これらの案件をいただきましたときに、どこの議会でもやっておられると思いますけれども、課長さんたちの専門部会の雰囲気なり資料なりを頂いて、本日頂いたものとは違うわけでありますけれども、時間的な関係で、幹事会の前に全員で調査検討委員会という勉強会を開きます。この法律に基づいた委員会を開きながら、意義を持たせながら協議をしていますが、そのときにやっぱりこの保育料が問題になります。

編入、括弧して吸収なんですが、編入されるもの、吸収されるものの立場っていうのは辛いもんだなというのを実はこの表を見て実感として持っているわけですから、私だけじゃありませんが、私どもの議会の方には、ああそうですかと簡単にOKサインを出すわけにはいかない情勢にあることだけは理解しておいていただきたいと思います。

答えはいりません。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんでしょうか。はい、地主さん。

地主重子委員 179番の保育料のことについて縷々ご説明をいただきまして、秋田市でもやっぱり雄和、河辺とはまた違った問題、入所待機者への処遇や認定外保育所との料金格差などについて、それなりの対応をなさり、国の算定基準を抑えてこられたという努力を知りまして、本当に頭の下がるような思いをいたしております。

しかし、財政難の折なんですけれども、次世代の育成支援のみならず、働く女性の社会参画の視点というような多角的な視点から、受益者の負担につきましては、公平性ということで、まだまだ今の制度も見直すべき点はあると思います。また、600名の認定外施設での保育者もいらっしゃるということですけれども、民間企業の保育所への公的支援対策とか、児童手当の拡充など、いろんな視点、総合的な観点から、先ほど市長さんからも新しい政策として取り組まれるという力強いお言葉をいただきましたけれども、是非一歩踏み込んだ新しい政策を進めていただければという要望でございます。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤裕之委員 この1市2町の間ではいろいろシステムが違うもので、今回の179番がまさにその象徴だと思うんです。やはりこの保育料の問題というのは、子育て支援の大きい問題として、今、地主委員からお話がありましたように、例えば民間の事業

所内保育所の充実を行政としてどう支援するかとか、そういう建設計画のところで、 もうちょっと詳しい内容とリンクしてこないと、なかなかこの各論の個別のこの 1 行 では処理しきれないのかなという気がして聞いておりました。

ここでちょっと、確かに秋田市の方が高くて、25%ずつ政策的に両町さんが安いというのもわかるんですけれども、逆に言うと秋田市民の立場からすると、やはり25%、今、10年というお話もありましたけれども、仮に、10年間その格差があるとすれば、やはり同じ行政行為として不平等感が大きいのかなという気もします。逆に申しあげれば、私も小さな子どもを抱えておりますけれども、じゃあ、車の時代ですから、雄和、あるいは河辺地区に連れて行って安い保育料で我々もその利益を享受できるのかというような問題もあります。

この辺はやはりそういった経過措置のあり方、それから、そこの保育園を利用できる方が域内だけに限るのか、その場合の不平等感というものをどういうふうに解消するか、それらをもうちょっと練っていただかなければ、なかなか答えは出ないのではないかなと思いました。

以上です。

佐竹議長 ほかにございませんか。

いずれ、私がまたここで話すのはちょっとあれなんですけれども、私が前に言ったことですが、秋田県人は県・国全部合わせて自分たちの払った税金の4倍を使っているわけです。結局、誰が負担するかという問題に最後になるわけです。そういうことも踏まえて、この種の、その所得階層別の問題、これもたぶんあるわけです。そこら辺はあれですか、事務局、平均だけで言っているわけですけれども、どうなるんですか。確か、この前の資料あったんですけれども。

藤枝福祉専門部会長 これは平成15年度の予算ベースで申しあげますと、秋田市の場合は平均して月額で2万900円くらいになります。河辺町の方は6,520円、雄和町の方が8,262円ということで、やはり3分の1近い額になっていると、こういう状況でございます。

ただ、秋田市の保育料の体系につきましては、階層は大きくは国の徴収基準に倣っておりますが、その中をさらに細分化いたしまして、合わせて25の階層にしておりまして、所得が若干増えても、今度は次の階層になって、国みたいに大幅に増額になるというふうなことは避けるような構成にしてございます。総体的に保護者2人とも外に出て働いておられる方でありますと、かなりのランクになると思いますが、平均しては、先ほど申しあげました状況であると思っております。

佐竹議長 いずれ、誰が負担するのかという話に最後はなるわけでして、料金の受益 者負担の原則ということを考えれば、やはり。しかも全体として非常に厳しくなると いう中、これは、いずれ合併のいかんにかかわらず、ここの部分の一般財源、いわゆる単独財源という形の中でどうするのかと。あるいは、これはちょっと屁理屈かもしれませんけれども、非常に企業が来て、どんどん若い人が増えて、非常にたくさん子どもが生まれるという段階になりますと、今度はその数の問題で、その増えたところについて必ずしも税でバックされるというのは、ずっと将来先なものですから、その時点においては、その一般財源の投資がものすごく大きくなるという矛盾も出てくるわけです。

私はここら辺については、やはり例外的に10年というのは無理があるのではないのかと。むしろ、これはこれとして、既に秋田市も今年は子育て対策を3つの重点事業に挙げておりますが、様々な形、広い包括した形でどう子どもを育てていくのか、そしてその環境をどう整えるかという、そういう全体の政策というものをこのあとも強く続けていかなければなりません。また、こういう場合においては地域の状況というものもやはり出てくるのかなと。その農村部地帯と街の真ん中とはまた状況が違うわけですから、そういうところも踏まえての、これからの政策課題ではないのかなと、そういう意味で言ったわけでございます。

ほかに。

小野寺一志委員 今話題になっているのは保育、保育料の問題であります。

私が言ってるのは、そのことだけがここに書いてあり、そしてこの資料を私どもが家にいて検討するときには、具体的な数値が入っていないものですから、すべてについて理解することは非常に私は困難であります。自分の方のところだけはわかるけれども、特にハンコをついたように合併時に秋田市の制度に統一するという結論が出て、じゃあどうなるのかなといったときに、私はいいと言うと失礼ですが、町民にやっぱり一つひとつ説明をしながら、そして、どうしても心の中でのきちんとしたまとまりはでき得ないまでも、秋田市民の一人として、市長さんがいつも挨拶するときに言うように、県都にふさわしい大秋田市のプランにきっちりのっかって進めていくとすれば、町民の皆さんからきっちり理解をしていただかないと、なかなかその域に達するには時間がかかってしまう。

そのためには、やっぱりこの協議の中身をきちんと報告しなければならないし、保育料の問題だけじゃなくて、あらゆるものを全部出して、トータル的に検討してみて、それを町民の皆さんに報告していくということが私どもの任務だと思っております。ことこの問題だけピックアップして喋っているのではなく、話はわかるけれども、健全経営のために持っていく、その気持ちもわかりますけれども、やっぱり経過措置への理解度を深めたうえでの経過措置があっていいのではないのかな、あたたかさがもうちょっとあっていいんじゃないのかな、そんな気持ちで申しあげているところであ

ります。

これ以上は申しあげませんけれども、ただ、やがては町民の皆さんからの理解を得て、理解しただけじゃなくて、その裏に新市に対する心からの参与を表明してもらわないと、これまでの48年間の歴史というのがもちゃくちゃという状況になってしまうので、私はこのことだけは、今回だけじゃなくて今後もですね、根強くというとちょっと変な表現ですけれども、一歩でも二歩でも前進するようにがんばっていきたいなと思っているゆえんであります。

終わります。

佐竹議長 この件に関して、事務局。

高橋事務局長 貴重な意見だったと思います。個別のことについて、この資料に基づいて各委員の方々、それから執行部あげて、今後秋田市においても、また両町においても住民説明をするわけでありますので、この住民説明に対して説明責任が果たせるよう、この考え方、資料については全力をもって提供してまいりたいと考えております。

しかし、確認しておきたいのは、例えば河辺町さんであれば、河辺町さんの課長さん方が先頭になってこれを説明していくということが必要でありますので、今後とも本日以降については、各専門部会における委員としての各町、あるいは本市の部長、それから課長の出席を求めているということには、そういう背景もございますので、是非説明責任を果たせるように事務局としても努力してまいります。

よろしくお願い申しあげます。

佐竹議長 私どもこれに書いていることだけではとてもあれですけれども、それぞれの裏付け、あるいは先ほど話しましたが、今議論しているのはここの項目だけですが、これに包括される政策全体の話もそういう説明会のときは当然出てくるわけですから、そういうものについてもやはり背景全体を説明しないと、なかなか住民の方にご理解いただけないという点もあろうかと思います。

この点については、今、事務局が申しあげましたとおり、今後十分これらの資料等についても、それぞれ各 1 市 2 町の担当の方々もご理解をしていただきながら、ひとつよろしくお願いを申しあげます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、ただいまの意見を十分踏まえたうえで採決をいたします。議案第32号、使用料、手数料等の取扱いに関する件を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第32号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第33号、補助金等の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局。

高橋事務局長 10ページでございます。

議案第33号、補助金等の取扱いに関する件。

補助金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

でございます。

はじめに、本件の取扱いについて1点お願いがございます。

現段階で調整方針が定まっていない事項が、この補助金の264件中4件ございます。 こういうことから、次回までの継続審議をお願いいたします。

なお、説明は行います。

そこで資料5、議案第33号関係資料であります。

今申しあげましたとおり、全体として264件と非常に件数が多いものでございます。 さらに、1月下旬から住民説明会を行うためには重要な案件であると、そういうこと がこの補助金等の取扱いについては言えるものと思います。

1 ページをご覧ください。番号、部会等については先ほど説明したとおりでございます。

1番から6番までは総務部会関係でございます。

7番からは企画調整専門部会関係でございますが、このうちの11番、雄和町の国際 交流協会育成費補助金であります。これはCでありますので廃止でありますが、調整 方針にありますとおりただし書がございます。合併時に廃止する。ただし、雄和町国 際交流協会に対しては新市で実施する国際交流事業において、必要に応じ事業の委託 等を検討する。

できるだけこのように調整方針には説明を加えるよう、このたび調整したところで ございます。従って、本日、冒頭差し替え等をいたしました。

次に13番、総合産業文化祭補助金、河辺町分でございますが、これもCでありますが、ここにただし書がございます。公民館事業やサークル発表等については、合併後 も教育委員会において継続する。

14番・15番は、雄和町の育英会運営費補助金、あるいは雄和町育英会補助金の中の大学生奨学金貸与事業でございますが、これが1件目、2件目の、まだ未調整事項で

ございまして、網掛けとさせていただいております。

次の2ページ、19番からは財政でございます。納税貯蓄組合事務費補助金等の関係でございますが、B区分ということで制度統一でありますが、経過措置がございます。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する、としてございます。

22番からは市民生活部門でございます。この項では29番、河辺町の霊柩車使用補助金についてはCでございますが、経過措置がございます。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度に廃止する、としてございます。

32番、まちあかり・ふれあい推進事業費助成金、この中に秋田市では町内自治活動助成金がございます。雄和町には自治会行政連絡費交付金がございます。Bでありますが、経過措置があります。調整方針でありますが、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、雄和町については平成17年度に段階的調整を行い、平成18年度から秋田市の制度に統一する、でございます。

3ページでありますが、33番から41番につきましては、36番を除きまして同種の調整方針でございます。Bでありながら経過措置を設けている。平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度に秋田市の制度に統一する。

36番、河辺町三地区町内会長会補助金についてはCでありまして、17年度に廃止する、でございます。

次に、42番の河辺町地域環境整備補助金につきましては、未調整事項の3件目としてございます。

次の43番からは福祉関係でございます。次のページ、4ページでありますが、51番、秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金、河辺町も同じ社会福祉協議会補助金、雄和町の社会福祉協議会活動費補助金等でございますが、これは区分がBであります。社会福祉協議会の意味でありますが、3社協の合併後の事業計画を踏まえたうえで補助のあり方を検討する。これが調整方針でございます。

次に5ページにまいります。78番からは保健所関係でございますが、80番、秋田市 地域保健推進員活動事業補助金、河辺町では健康づくり事業推進委託料、雄和町では 健康推進事業委託料でございますが、これは合併時に秋田市の制度に統一する、とし てございます。

次のページ、6ページでありますが、89番から91番は環境部会関係でございます。 90番、雄和町ごみ集積所設置整備事業費補助金はCでありまして、調整方針は、合併 時に廃止する、でございます。

91番、合併処理浄化槽設置整備事業、秋田市であります。また、河辺町は事業主体が町となっているもの、雄和町の合併処理浄化槽設置整備事業、これらについては4

番目の未調整事項でございます。よろしくお願いいたします。

それから92番からは商工部会関係でございます。94番、河辺町商工会地域活性化補助金、雄和町の地域振興活性化事業費補助金でございますが、Bの経過措置でございまして、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、商工会への補助金については、激変緩和のため段階的に減額する。これが調整方針となっております。

次に7ページでありますが、105番が秋田市でいうところの財団法人秋田市観光 コンベンション協会運営費補助金、河辺町は観光協会補助金、雄和町が町観光協会事 業運営費補助金でございますが、これは合併時に秋田市の制度に統一する、でござい ます。

それから113番、河辺町のユフォーレ町民利用補助金につきましては、Cの区分で ございまして、合併時に廃止する。

115番、雄和町でありますが、秋田長持唄全国大会開催費補助金についてはCでありますが、経過措置がございます。合併後激変緩和のため補助金を段階的に減額し、 廃止する。

次に8ページをお願いいたします。ずっと商工部が続きまして、132番からは農林 部会関係でございます。

9ページの139番、河辺町の生産調整地域推進活動支援事業補助金、さらに140番、 生産調整推進対策地域調整事務推進費補助金については、両者ともC区分であります が、調整方針は異なっております。139番の調整方針は合併時に廃止する。140番の調 整方針は、合併時に秋田市の類似事業、この場合は望ましい秋田の水田農業確立事業 に統合し、補助金は廃止すると、このような整理となっているところでございます。 農林部会関係については、このような記載が多ございますので、特段にご注意をお願 いいたします。

146番、河辺町果樹振興会補助金でありますが、これはCということでありまして、調整方針は、合併時に廃止する。ただし、秋田市農業総合指導センターで果樹振興会の活動を支援する。

148番・149番につきましては、雄和町の事業で、輸入急増農産物対応特別対策事業補助金、それから149番が戦略作目政策拡大事業補助金でございます。両者ともCでありますが、先ほど説明したとおり合併時に秋田市の類似事業、この場合は野菜花き生産拡大推進事業に統合し補助金を廃止する。このような整理となっております。

このページの一番最後でありますが、154番、産地構造改革支援事業補助金、これはCであります。合併時に秋田市の秋田米トップブランド対策事業等に統合し、補助金は廃止する。このような整理でございます。

次に10ページでありますが、先ほど申したとおり165番から169番、河辺町等にございますが、まだその下にもございますが、秋田市の類似事業に統合したうえで補助金を廃止する、という整理が非常に多くなっているところであります。

11ページの173番から175番につきましても、調整方針のとおり、類似事業に統合し、補助金を廃止する。このような整理となっているところであります。

このページの一番最後、187番、農林部会の河辺町の担い手育成基盤整備事業補助金、それから雄和町は県営担い手育成基盤整備事業費補助金については、B区分となっておりますが、ここに経過措置がございます。調整方針にありますが、合併前の事業着手地区については合併後5年を限度に継続するものとし、その後の事業の延伸についてはその時点で再度調整する。これが調整方針でございます。

次の12ページの199番からは建設部門でございます。

次に202番から都市整備部門でございます。

203番、都市整備部門の秋田市の生活バス路線維持対策費補助金、それから河辺町では秋田県生活バス路線等維持費補助金、雄和町では生活バス路線等維持費補助金等でございますが、区分はBであります。経過措置がございます。合併時は現行どおりとし、新市において検討する。河辺町の秋田県生活バス路線等維持費補助金のうち、町単独の乗車密度カット分については、平成17年度から廃止する、でございます。

次に210番からは教育部門であります。このうち215番は、秋田市小・中学校長会・ 教頭会に対する補助金、河辺町も校長会等に対する補助金、雄和町も校長会等への補助金でございます。これはCでございまして、合併時に廃止する、という調整方針で ございます。

次の14ページでありますが、教育部門の227番・228番のところでございます。227番は、河辺町の高校生通学費補助金、雄和町は雄和町高校生就学費補助金でございます。これはCでありますが、経過措置があります。合併後は新規受給者を受け入れない。ただし、既受給者は在学中は支給する。

次は228番、雄和町育英会補助金(高校生奨学金支給事業)でございます。これも調整方針のとおり経過措置がございます。合併後は新規受給者を受け入れない。ただし、既受給者は在学中は支給する。こういう調整方針でございます。

最後の16ページでございます。261番、雄和町の社会教育関係団体補助金でありますが、これはCでありますが、ただし書がございます。合併時に廃止する。なお、事業としては公民館事業で対応する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 ここまでをやってちょっと休憩を入れます。

何とまず補助金ってあるものですね。これはやっぱり日本の国が潰れるのがわかり

ますな。

ただ、先ほど小野寺委員がお話したとおり、補助金といってもそれぞれ名前が違って、また、それぞれ中身がよくわからなかったりと。それに、例えばなくなっても秋田市の方だけがあって、逆に今まで全然ないのが補助対象なったりするものがあったりと、これらは非常に一つひとつ違っておりますけれども、いずれ網掛けなっている大きな問題については、もうちょっと調整してということであろうかと思います。

いずれここで1回休憩しますけれども、その前にここまでを区切りにしますので、 特にこれについてご質問ございませんでしょうか。

いずれ、これ継続という形でいきますけれども。

はい、伊藤委員。

伊藤 満委員 調整方針の番号からいきますと187番ですが、担い手育成基盤整備事業補助金という項目があります。これの調整方針につきましては、合併前の事業着手地区ということで、合併後5年を限度に継続するというふうになっております。

ご存知のように県営担い手基盤育成というのは、国5割、県3割、地元町村1割、 そして受益者が1割というのが基本原則でありますけれども、河辺、雄和については 受益者負担を5%とし、政策的に5%の上積みをしております。秋田市においても 2.5%の上積みをしているというふうに承知しております。

この事業を導入するにあたり従来の補助事業との大きな違いは、受益者および地権者といった方がわかりやすいかと思いますが、事前の同意書が100%でないとこの事業の導入はかなわない、非常に厳しい採択要件があるわけであります。この100%の同意を取るために、それこそ町、行政のみならず地域においてもそれぞれの立場で非常にご苦労なさり、何年もかかりようやく同意書を得たというところも実はあります。

我が町においても、政策的な農業政策のもとにこの基盤整備事業が行われておりまして、平成11年からこの事業に着手しているわけであります。現在、5地区で町の目標であります1,000町歩を目標に取り組んでいるところでありますが、まだ、その過程にあるわけでありまして、ここに示されている合併後5年という期間を考えますと、今着手している事業は完了するのかなという思いで経過措置を見させていただいてますが、もうすぐ採択になる予定の地区も実はあるわけであります。そういうことを考えますと、合併前の駆け込み事業ということではないのですが、合併前に採択をされた場合、当然5年という目標はなかなかクリアするに大変でないかなというようなことを考えます。また、現在の受益者負担5%ということで説明をして、100%の同意を得るわけでありますから、それが事業年度に途中から変わりますと、これは非常に受益者の理解を得るのに非常に難しくなるのではないかというふうに思います。

しかしながら、これら事業の延伸についてはその時点で再度調整すると書かれてあ

りますので、その部分について、私はそういうことで救われるのではないかというふうに理解をしておりますけれども、その点について再度調整をするということの意味と、延伸について、採択を受けた地区においてもそのことが救われるのかなということなのか、一度お伺いしておきたいというふうに思います。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 この件につきましては、説明員の名簿の中に雄和町の産業課長が出席 しておりますので、産業課長からご説明をお願いいたします。

珍田雄和町産業課長 雄和町の産業課の珍田と申します。よろしくお願いいたします。 農林専門部会では6回の会合がなされております。その中で、先ほど伊藤委員さん からお話しがあったとおり、町の基盤整備、10カ年整備計画に基づいて現在まで進め てきておるわけでございますが、合併後5カ年までは継続しようということで、うち の方でも計画の中では10カ年整備計画の中で平成21年度に、来年度新規採択になる地 区においてもすべて終了したいというふうな計画で考えております。

しかし、最近の国・県の事業費ベースの縮小等も見受けられますので、その中で平成21年度に完成しない場合は、事業が先に伸びるわけでございます。その時点で5%の嵩上げをしていたものが、平成22年度から再度調整するという内容でございますので、私どもにつきましては、その5%の延伸する事業については、5%をできるだけ考慮に入れてお願いしたいというふうに調整している内容でございます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

伊藤 満委員 わかりました。国ならびに県の財政、そして各市町村の財政が非常に厳しい中での事業でありますが、少なくとも国50%、県30%、そして市町村10%とのこの補助の枠組みが変更にならない場合は、現況の予算、いわゆる補助措置というものを当然見込んで農家の人たちも同意をしているわけであります。

その点について再度調整するということの前向きの答弁をいただきましたので、是 非事業についてはそういう方向でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

佐竹議長 当然これは延伸になると、その分前のところが金額少なくなるから、延伸になってもトータルとしてはそこまでやっても同じことなんですね。5年のものを6年にやっても金額としては同じくなると、たぶんそういうことで理解してよろしいかと思います。

ほかにございませんか。はい。

藤原 貢委員 会長さんがいろいろな補助の問題でびっくりしたようですが、やはり このあとにも身分の問題等を絡めての問題も関わってくるかと思うんです。

例えば来年から住民説明会が予定されておるんだけれども、こういった区分を見る

とB・Cがほとんど占めておるわけでございます。これはですね、秋田市さんから見ると、こんなにたくさんと思うかもしれませんけれども、これらの補助制度によって両町がそれなりの一体性を保ってきたと、そういう面もあるわけでございます。

ただ、こういったものを見ますと、内容がわからない町民がですね、これじゃあ合併してもというふうに先入的にとらわれることもあろうかと思うわけです。

しかし、我々もようやくこの合併という問題を契機にですね、これはあくまでも仮にということで誤解しないでください、これから自立して単独でいくとなった場合でも、こういった一つの改革は今の時代に必要であるということを当然我々も理解しなければだめなんです。また、住民説明会において、こういった問題、今まで河辺町で行ってきた町内会長に対する補助だとか、コミュニティの補助、特に岩見三内地区では内容的にも非常に特色のあるコミュニティ活動をやってきておりますので、こういった合併と同時に統一されるという中身について住民が理解できるような説明をしないと、非常に我々も将来の住民自治の問題に対しても、かなりの不安というものがよぎるんではないかと思っております。

その辺を踏まえながら、やっぱり統一するとした中身に対しても、今後配慮していただきたいと思います。

以上です。

佐竹議長 では、今の点は貴重なご意見ということで、十分踏まえさせていただきます。

ほかに。

小野寺一志委員 取り様によっては文句を言ってみたり、小言を言ってみたりという ことでしょうが、お願いがございます。

ご案内のように社会福祉協議会は、一行政体一団体ということでこれまでやってまいりました。事情を訴えて面倒みてくださいということを結論から申しあげたいんですが、実は、今まで役場の方では、いろんな事業がまいりましても福祉、その他については、社会福祉協議会に委ねながら、予算をそこに流してご奮闘いただいてきた。

今、秋田市の状況を見ましたら、社会で言われている地域福祉の時代に入ったのだと。地域の皆さんが、それぞれ奉仕活動、今はボランティアというんだそうですが、活動を通しながら目的を達成するという状況が秋田市ではきちんともうできあがっておられるんですね。うちの方、秋田市の一地区社協にも満たないような人口ではありますけれども、これまで行政と社協との一体感で進めてきた関係で、地域住民の皆さんから、いろんなサービスへお手伝いはいただいてはおりますけれども、秋田市ほどに自立しながらやっているという状況にはないわけであります。私の方でも、地域の皆さんのボランティアを推進してきましたが、一自治体一社協であるがゆえに、公

的な補助をいただいて維持してきたというのが実態であります。

今回、合併された場合に、それらの財源というのが、なかなか見えてこないという 実態にあるもんでございますから。多くは語りません。是非、担当の部署、あるいは 市町村をはじめ、政治的なお力のある皆さんから、ちらっちらっと眺めていただいて、いつかは秋田市の地域福祉を担えるように是非ご支援をいただきたい。そのための予算をどうかお願いしたいと。どこの項目にあてはまるかわかりませんが、それなしに は今、うちの方も。また、雄和さんの場合は福祉関係の施設を中心とする非常に部厚い活動をなさっているところでありますけれども、やっぱり、このブリッジの問題に ついてはいささか要求しなきゃならんものがあると思いますので、実情を調査していただき手厚い支援をお願いしたいものだなと。お願いに止めておきたいと思います。 終わります。

佐竹議長 何か事務局ありますか、社福協の関係。

藤枝福祉専門部会長 ありがとうございました。それぞれ、これまで各地域で培って こられたものがあると思ってございます。

秋田市の中におきましても地区社協36ございますし、それぞれ違いもございます。 ただ、それぞれにおきまして、やはりこの福祉施策の担い手としてがんばってきてお りますので、そうした趣旨を十分踏まえながら、これからの地域づくりにつとめてま いりたいと思っております。

佐竹議長 はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 私の方から要望事項ということになると思いますけれども、特に農林 業関係の件についてでございます。河辺町は農林業、農業が基幹産業でございまして、 行政的にもいろいろな形で補助金を出して、農業の活性化をはかってまいりました。 私たちも町民の一人として大変有難く、いろいろな面で助かっているわけです。

今、合併するにあたりまして、そうしたきめ細かい政策の補助金については、財政的な面もあると思いますが、大分廃止ということであります。ただし、その中には秋田市の類似事業に統合していくというようなことではありますけれども、望ましい秋田の水田農業確立事業といわれましても、私たちには意味もわからない点もたくさんありますし、このままの説明ではなかなか理解し難いこともあります。

来年、町民に対しての説明会もあるようですので、この点をもう少し具体的にご説明を願って、町民の理解が得られるようなきめ細やかなこれからの施策というものをひとつ考えて進めてもらいたいと思いますので、その点ご要望しておきます。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 先ほども少し申し述べましたが、住民説明会についての参考資料、そして説明責任を果たせるように、専門部会、あるいは事務局を通じて、十分な資料提

供と説明につとめてまいりますので、よろしくお願いいたします。

佐竹議長 ほかにございませんか。

片桐登司夫委員 90番の小さい問題でございますけれども、ごみ集積所の補助を廃止するというのがございます。これは今、雄和町ではごみ集積所、去年、一昨年辺りからですか、生ごみ収集をやりまして、もっとごみ集積所が必要だという自治会が多くありました。それに対して、地元としては土地を無償提供していただき、補助をいただきながら集積所を作ってきたわけでございます。

今度、この補助がなくなるということでございますが、そうすれば、秋田市ではどのようにしてごみ集積所等の集積関係をやっているのか。あるいはカラスの被害だとかのいろんな問題に対して、雄和では、ある程度しっかりしたものを作らないとごみ集積に大変だというような町の考えもありまして、ある程度立派なものを作っておるわけでございますけれども、秋田市はどういうふうにやっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

佐竹議長 はい、事務局。

我妻環境専門部会長 環境部長の我妻でございます。

本市の場合は、町内自治の観点から、ごみ集積所の場所の選定、それから維持管理、カラス対策、そういうものは町内会が責任を持って実施しております。ただ、集積場所の選定に関しては、旧市内も含めて6割以上が集積場所がない状態です。そのため、道路交通法に抵触するわけですけれども、道路に置いて、直ちに回収しますので、黙認のような形になっておるかと思うんですが、そういう形で6割以上が固定の集積箱なりを設置することができない地域がございます。その関係で、それぞれ町内会では、町内会費でネットを購入したり、いろんな対策をしております。

そういう関係からいきますと、場所のあるところだけ集積箱を設置し、できないところは、場所がないものですから作れないというになりますと、全市的には非常に不公平感が生じるということで、私どももやりたいんですけれどもできないような状況であります。

以上でございます。

佐竹議長 あとこの問題でちょっと。例えば秋田市では祝祭日、休日も集めているんですよ。ですから、たまることはないというような話も出てくると。これは当然、合併すると河辺・雄和両地区も祝祭日集めることになるんでしょう。そういういろんなここに書いていないプラスの面とマイナス面があるかもしれませんけれども、いずれそういうことです。

ほかにございませんか。どうぞ。

稲場みち子委員 あちこちに家が建つことになって、今まで空き地を利用していたところがなくなるということで、この冬、いろいろ町内でやりなさいということで、結構普段会わないみんなが集会所に集まって、どういうふうな、どこがいいかという相談から始まりまして、非常に安い費用で、道路なんですけれども、ネットとS字型のひっかけるもの、あと長い棒とで、非常に効率の良い安いものができました。それにみんながきちっと掃除しますし、本当に良いものが簡単にできますので、かえって箱がない方が良いような気がします。

それから、この補助金については本当にいっぱいあって、よく内容もわかりませんし、どのくらいのお金が出ているのかもよくわからないので、その辺がもっと明らかになると、もっと実感を持って考えれるのではないのかなというふうに考えますが。 佐竹議長 そうですね。たぶん国庫補助、県補助の対応の分と、まったく単独の対応の分があると。全体として国庫補助があるものについては、裏財源は交付税でみると。ただし、この国庫補助がない単独のものについては、このあと交付税はみないという単純な話です。だからやっぱり割り切って考えなきゃならないということは確かにあるうかと思います。

いずれただ、ちょっとこれだけではわからないですし、これの説明については、それこそ1市2町のそれぞれのところで、できるだけ説明しやすいような形で、またいるんな面で住民の疑問に答えるという努力が必要であろうと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 まだ調整事項等、また十分見ているんなご意見ございますでしょうから、 議案第33号については継続にさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、大分時間もたっていますので、ここで一旦休憩いたします。 高橋事務局参事 4時5分再開ということでお願いいたします。

午後3時58分休憩

午後4時7分再開

佐竹議長 会議を再開いたします。

引き続き、議事の続きを行います。

次に、議案第34号、防災等関係事業の取扱いに関する件を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 12ページでございます。

議案第34号、防災等関係事業の取扱いに関する件。

防災等関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

資料6、議案第34号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式 1 が総括表でございます。防災等関係事業につきましては、 1 番、避難場所の指定から20番、防災行政無線まで20の事務事業項目がございます。このうちの11番、秋田県総合防災情報システム、それから17番、震度情報ネットワークにつきましては調整区分が A でございまして、現行どおりとなります。その他の事業につきましては、秋田市の制度への統一でございます。

まためくっていただきまして、様式 2 の調整方針でございます。かいつまんで説明 をいたします。

1番、避難場所の指定でございます。課題の欄にありますとおり、両町の指定避難場所等の取扱いを課題としております。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町指定避難場所等については、引き続き指定する、でございます。

次に4番、防災組織でございます。これは課題にありますとおり、配備基準、体制が異なっております。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う、でございます。

次に、4ページをご覧ください。11番、秋田県総合防災情報システムであります。 調整方針にありますとおり、県が導入したシステムであり、現行のまま運用する、で ございます。

12番、自主防災組織育成事業でございます。河辺町は未実施となっておりますが、課題にありますとおり、自主防災組織の結成単位が異なる。また、雄和町では自主防災組織に対し、補助を行っている。これの調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

6ページをご覧ください。17番、震度情報ネットワークでありますが、調整方針にありますとおり、県が導入したシステムであり、現行のまま運用する。なお、雄和町の設置場所は軟弱地盤のため、移設を検討する、でございます。

19番、秋田市テロ関連情報部というものが設置されておりまして、課題として秋田市のみ実施でありますが、これは調整方針のとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。テロ関連情報部を設置すると、こういうふうな調整でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第34号に対して、ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、議案第34号、防 災等関係事業の取扱いに関する件については、原案のとおり決するにご異議ございま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご異議がないようでございますので、議案第34号は原案のとおり決定されました。

次に議案第35号、消防事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 14ページでございます。

議案第35号、消防事業の取扱いに関する件。

消防事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとする。 でございます。

資料7、議案第35号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式1は総括表であります。この消防事業につきましては、1番、消防団の組織機構に関することから、次のページの右の欄の63番、消防通信施設の設置、整備および維持管理まで63項目がございます。この中で区分でありますが、すべてB、秋田市への統一でございます。そして、経過措置が2番と、それから次のページ、61番にございます。

次に、様式2でありますが、調整方針であります。はじめに3ページでありますが、1番、消防団の組織機構でございます。課題は、1市2町にそれぞれの消防団が存在することであります。調整方針であります。合併時に秋田市消防団に統合する。分団組織は現行どおり引き継ぐこととし、分団の名称は河辺町消防団に属する分団は現分団名の前に河辺を、雄和町消防団に属する分団は現分団名の前に雄和を付することとする。例としては、河辺第1分団、雄和第1分団としてございます。それから、団員は全員引き継ぎ定員を2,204人とする。合併時、両町の消防団長は秋田市消防団の副団長とし、副団長は団本部付きの分団長とし、分団長以下の団員は現階級とする。ただし、合併後の新市において組織の再編および定員の見直しをする。これが調整方針でございます。

次に6番であります。消防団の出初式の関係でございます。課題にありますとおり、 開催日、場所および内容が異なっておりますが、調整方針では、合併時に秋田市の制 度に統一する。1月の第1週の日曜日にこれを行うということでございます。

次に6ページ・7ページとまいりまして、8ページ、22番、消防隊等の編成であり

ます。課題にありますように、乗換運用の解消というのが課題でございました。調整方針でありますが、合併時に秋田市の制度に統一し、運用車両および最小乗組人員を次のとおりとする。なお、乗換運用はしないものとする。河辺消防署、雄和分署は記載のとおりであります。ただし、救助工作車の取扱いについては、合併後の新市において検討することとする。以上でございます。

10ページをご覧ください。31番、救急装備の高度化であります。課題にありますとおり、雄和分署への高規格救急車の早期導入を課題としております。調整方針でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する、としてございます。

一番最後が14ページ、61番、消防通信の運用および通信体制でございます。課題は、 災害通報の受信および無線周波数がそれぞれ異なる。そこで調整方針でありますが、 合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、指令システムの運用開始時期は、平成17 年度中とする、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第35号、消防事業の取扱いについて、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

竹下博英委員 私から8ページの22番の消防隊等の編成ということについてお伺いを いたします。

先ほどの説明では、合併時、次のとおりにするということで、乗換運用をしないものとする説明をされましたけれども、合併時、河辺消防署、雄和分署、それぞれ人数が書かれてあるわけですが、合併と同時に乗換運用しない場合、はたして十分に今までどおりの運用ができるのかということがまず第1点でございます。

それから救助工作車の取扱いについてということで、合併後において検討するということですが、そのことについても、どのような検討になるかというようなところを 具体的にご説明いただければ有難いと思っております。

佐竹議長 それでは。どうぞ。

畠山消防専門部会長 秋田市消防長の畠山でございます。

ただいまご質問の1つ、2つの点につきましてはですね、これまでの双方の協議の場で幾度となく話し合い、合意に達している事項でありますので、このあと担当課長に説明いたさせますけれども、委員におかれましては、どうぞよくご確認ください。 佐竹議長 はい、担当課長。

木島秋田市消防本部警防課長 秋田市消防本部警防課の木島でございます。

ただいまの乗換運用と救助工作車の取扱いというこの2点でございますが、乗換運用につきましては、内容が極めて個別・具体的なことでありますけれども、今日までの担当者間や専門部会におきましても協議を重ねております。この中では、新しい市

における総体的な消防力の向上につながることを基本といたしまして協議を進めております。従いまして、本調整案で実施するにあたり、大きな障害はないと、こういうふうな形で確認済みのものであります。

しかしながら、合併時におきます部隊運用、これらにつきましては、出動区分表等の作成など多岐な内容にわたるというふうなことから、無線関係を含めた指令システムの構築が完了するまで、現状を踏まえた弾力的な運用が必要であろうというふうに考えております。従いまして、これらの弾力的運用における個別・具体的な詳細な事項につきましては、今後とも担当者間で引き続き協議を進めるものであります。

なお、出動体制からしまして、河辺・雄和両町にとりましては、プラスの方向での 激変かと考えております。

また、救助工作車につきましては、現在、秋田市で予備車を含めまして間もなく4台というふうなことと、合併時におきまして5台というふうな形になります。従いまして、新しい市における各車両の配置計画の中で、改めて検討が必要かと思われますけれども、合併時においては、現在の秋田市の方へ持ってくるというふうな考えはございません。

以上です。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、議案第35号、消防事業の取扱いに関する件につきまして採決を いたします。議案第35号につきまして、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第35号は、原案のとおり決定されました。

それでは、引き続き議案第36号、議会議員の任期および定数の取扱いに関する件を 議題といたします。

事務局の説明を求める前に、私から。

これまで1市2町の議員の皆様方には、鋭意大変なご努力をいただきまして、今日 提案するに至ったわけでございます。この間のそれぞれの議員各位のご努力、そして またご調整に関しましては、心から敬意を表したいと思います。

それでは事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料は1-1でございます。第6回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会追加提出案件でございます。

めくっていただきまして1ページをご覧ください。

議案第36号、議会議員の任期および定数の取扱いに関する件。

議会議員の任期および定数の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職する。
- 2 合併後に、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とする。

さらに、公職選挙法施行令第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域を区域とする選挙において増員選挙を行う。

3 前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。でございます。

めくっていただきまして2ページからは関係法令等について記載してございます。

2ページは地方自治法関係でございます。3ページには秋田市議会議員の定数を定める条例の抜粋、そして公職選挙法施行令抜粋、そして公職選挙法本法そのものの抜粋がございます。説明は省略いたします。

資料8、議案第36号関係資料でございます。

めくっていただきまして様式1が総括表となっております。当該事業項目には、1 番、議員任期から2つ目に議員数、3番、議員報酬・費用弁償等がございます。この中に2番の議員数につきましては、経過措置がございます。

次のページをご覧ください。1番、議員任期でございます。調整方針をご覧ください。合併時に秋田市の制度に統一する。合併後の増員選挙で河辺・雄和両区域から選出された議員の任期は、平成19年5月1日までとする、でございます。

2番、議員数でございます。調整方針でありますが、合併後に「秋田市議会議員の 定数を定める条例」を改正し、秋田市42人、河辺町2人、雄和町2人の選挙区を設け 両町において選挙を行う。

3番、議員の報酬・費用弁償等でございまして、調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。ここで訂正を1カ所お願いいたします。今の3の部分で、下から8行目のところに、費用弁償の段階で「10km以上10km未満」というふうに記載がありますが、この「10km以上」を生かしまして、「10km未満」の削除をお願い

いたします。大変失礼いたしました。

さらに、この件につきまして議会専門部会長から補足説明がございます。 斎藤秋郎議会専門部会長 それでは議会専門部会からご報告申しあげます。

ただいまご提案いたしました議会議員の任期および定数の取扱いに関連いたしますが、河辺町、雄和町の両町議会から12月20日に開催いたしました議会代表者会議で、46人の議員定数による選挙は合併時の1回限りで、平成19年4月の一般選挙では、選挙区を廃止して全市1区の選挙とすべきであり、定数についても46人から減少すべきとの考え方が示されております。この考え方につきましては、12月22日に開催しました秋田市議会の市町合併に関する調査特別委員会で、秋田市議会でもこの方針を確認したところでございます。

また、議会専門部会の所管ではございませんが、合併後の地域審議会についてであります。両町議会からは、その設置について議会専門部会からも合併協議会に報告して欲しい旨のご要望がございました。

以上であります。

佐竹議長 それでは、議案第36号につきまして、ご質問をお受けいたします。ご質問 ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、次に、ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

地村好道委員 その上限46名ということで増員選挙を実施するという提案に至った経過と言いましょうか、経緯については十分なご説明をいただいたわけですけれども、問題は、それではなぜ46名なのかということであります。この点についての合理的な説明というものがないと、この場はともかく、住民に対するアカウンタビリティというのはまっとうされないということになるわけでありまして、そこのところが明らかにされて欲しいということであります。報道等にありますように異例だと、全国的に見て異例だというふうに言われるのであれば、なおのことそのことが求められるだろうというふうに思います。私自身は意見ということで申しあげさせていただきますけれども、実際は、46名とすることに問題がないわけではないというふうに思っております。

その一つでありますけれども、関係法令等もございますが、自治法の91条5項の場合は、著しく人口の増減があった場合の定数変更を規定しているわけでありまして、これをどういうふうに解すべきかということが問題であろうというふうに思います。

今回は、おそらくは端的にいいまして、合併自体がこれにあたるんだという解釈が とられているものと思われます。必ずしも法解釈に拘泥するつもりはありません。 従って、違法だというふうには判断いたしませんけれども、何て言ったらいいんでしょうか、もっとさらにこの条項にフィットするケースというのはあるであろうというふうに考えています。

例えば合併によって指定都市を目指すといった場合がフィットする典型例かと思われます。要するに、大幅な人口増の場合に生ずる編入された地域からは、次の一般選挙まで1人の議員も出せないといった不都合の解消が本来想定されているのではないかというふうに考えるところであります。この点からいたしますと、今回はそこから若干の距離はいなめないというふうに率直に思います。そういう意味で、若干法解釈として悩むところはあるんだというふうに指摘させていただきたいと思います。

それから2つ目でありますけれども、法的に見て、あるいは有権者の権利という点から申しまして、やはり1票の重みの公差というものは気になるところであります。自治法に対する例外であるところの定数特例においてすら、この点は考慮されているということに、思いはいたすべきであろうというふうに考えています。なお、公選法の施行令9条1項は、人口比例しないで定めることができるとはなっておりますけれども、これはあくまでもできる規定でありまして、そこをどういうふうにとらえるかと、少し問題があるようにも思っております。

ただ今、2点だけお話したわけでありますけれども、指摘させていただいたわけでありますけれども、こういうその疑念を必ずしも払拭することはできないというのも私の胸の中にはあるわけであります。やはり、これを乗り越えるようなその理由付けというものが考えられ、そして、特に住民に対しては十分に説明されてしかるべきであるうというふうに思われます。また、巷間言われますように秋田市民の場合には特に抵抗が強いということであれば、秋田市民向けに十分な説明というものが必要となってくるであろうというふうに思います。その点について言えば、やはり憲法の地方自治の本旨の一環である住民自治の理念、これを重視するというのが一つであろうというふうに思います。

議員の皆さんに申しあげるのは口はばったいことではありますけれども、議員のあり方というものは、命令委任ではなくて代表委任であるというふうにとらえられるべきであることは言うまでもありません。要するに一部の利害、利益の代弁者であってはならないという考え方でありますけれども、ただ、そういう考え方をとる場合であっても、もしかしたら辺境の地と化してしまうのではないかといった危惧、先ほども少し調整において偏りが生じるのではないかという小野寺委員のご懸念もあったわけでして、そういう場合には、これは編入に限らず、実質編入に近い新設合併の場合も同じでありますが、やっぱりその地域の実情をよく熟知した、この代表制度とは別に、そういう議員の存在が欠かせないんだということを強くその前面に出すべきだと

いうふうに私は思います。そして事後、仮にですけれども、先ほどありましたように 歳入が計画額を割り込むというふうなことも考えられなくはないとしたら、建設計画 の見直しといった事態も想定されないわけではないと。そういたしますと、やはり今申しましたように、地域の実情を熟知した議員の存在というのは非常に貴重なものに なってくるだろうと思います。

それから今一つは、様々な要素を踏まえたうえで、合併が合目的的だというふうに判断されて、今この協議というものが進んでいるわけでありますから、その46名というのが法的に十分にフィットするかどうかは別といたしまして、許容範囲内であるということであれば、やはりその互譲の精神というものが活かされなくてはならないというふうに考えるところでございます。

なお、先ほど少し出ておりましたけれども、例えば境域自治というふうな問題も、あるいはその地域審議会、あるいはその他の民意の反映というふうな問題、そういった方法の問題も重要ではありますけれども、しかし、何といっても根本は議会を充実したものにするということでありましょうから、そういう理由付けをするのが妥当ではないかというふうに私自身は思っております。

こんなふうに考えているわけでありますが、蛇足として付け加えさせていただきますと、行革の時代であるわけでありますし、今、現に究極の行革と言われる合併が進行しつつあるわけであります。その中で秋田市が新市となった場合でありましても、自治法の30万人以上50万人未満という、そういう線からいたしますと33万人というのは、かなり下の方に位置するというふうに思われるわけであります。そういう意味からいたしまして、その範を垂れるという意味でも、46名というのも一つの基準かもしれませんけれども、42名未満ということも含め、定数については今後真剣にご議論をいただきたいというのが率直な感想でございます。

以上、ご意見申しあげます。

佐竹議長 ただいま池村先生から大変本質的なご意見、そしてまた、大変貴重なご示唆をいただいたものではなかろうかと思います。

そういうことで、今後この件については、特に私ども協議会、あるいは1市2町におきまして、ただいまのご意見、ご示唆を十分噛み締めながらこれから進んでいくべきではなかろうかと思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

藤原 頁委員 会長、地域審議会というようなことも踏まえてでもいいですか。それ はこのあとですか。

佐竹議長 それも今報告ありましたので、どうぞ。

藤原 貢委員 今、池村先生の言われたことは、私も非常に同感なわけでございます。

それでですね、私たち両町が、この問題については先ほど会長さんが開口一番言われたとおり非常にそれなりの努力といいますか、理解を深めるためにそれぞれの立場で、調整は大変難航してきたわけですが、今回こういうような46名の定数ということで、秋田市さんの議会の方でも合意を得ましてですね、今日この運びになったわけでございます。

そして、この問題についてもいろいろあり、11月に議案として提出されず、そして今回もようやくたどり着いたわけですが、思いはやはり、我々住民が秋田市に編入ということに対する将来の不安というようなもの、言うなれば住民代表機能というものがこれからの審議会とかでいろいろ論議されるでしょうが、そういったものをでき得る限りですね、地方分権という時代になったわけでございますので、やはり議会議員という、議会というものは最終の意思決定ということになりますと、合併して2年間という非常に大切な期間の中での最終の決定に対する議決権というものが、正直言って我々は欲しかったわけでございます。それはそれなりの過程の中の話であり、今は言うことはないわけでございますけれども。

ただ市長さんも、12月の定例会の質問の中におきまして、市会議員の方からの合併することによって議員数が減少する両町の住民意向はどのように反映するかということにつきましては、この定数の問題が協議の中で終わり、そのあとに協議をしながらと、言うなれば、11月に市長さんが言いました東西南北、あるいは雄和、河辺に地域センターという一つの都市内分権的なものを言っておられたわけです。

問題は、我々も住民に対して、これはこれで合意したけれども、これからあなた方の住民の声というものをどのように反映するかというのは、これからの行政システムがどのようになるのかということでこれを第2の問題として抱えておるわけでございます。それは当然、まだ継続されている建設計画も踏まえてでございますけれどもですね。やはり自立した自治体形成っていうものは、言うまでもなく、住民自治というものが基盤になければだめなわけで、やっぱり元気のある住民を活力ある魅力的なものにするためにはということで、先ほど補助の問題でもコミュニティという一つのものを取りあげたわけでございます。

そういった面からですね、これからの地域審議会を設置するかしないかの有無にかかわらず、これからの都市内分権については、どのように出先機関に対する権限を付与してもらえるのか、あるいは意思決定の範囲、あるいは地域の声等の意識形成の過程のあり方というようなものをどのようにお考えになっておられるのか、もしどなたさんでも結構ですので、お聞かせいただければと思っております。

佐竹議長 今、お話がございましたが、地域審議会という名前なのかどうかは別にいたしまして、議会の問題とは別に、やはりこれからすべからく行政が何でもかんでも

やれるという時代ではない。そうしますと市民協働といいますか、住民と行政の役割というものをある程度分けながら一体的に行政を進めなければならないとすれば、住民の理解、あるいは参加意欲というのが一番大切なわけでございます。そういう意味で、住民等のそういう声を公平・客観的にととらえるということは、これは普遍的なことであります。

もう1つは、やはり合併に伴って、特に編入合併という形の中では、それぞれの状況、あるいは不安というものに対し、初期の段階では速やかな一体性を確保するためにも、お互いに情報交流を密にしていくと。予期しえない課題も出てくる場合もあるわけでございますので、そういう点につきましては、今後その地域審議会と、先ほども議会の部会の方から出ましたけれども、それぞれ十分に研究しながら、真に住民の声を反映できるような形のものを今後じっくりと検討しながらやってまいらなければならないのではないかと、そのように考えております。

藤原 貢委員 それでですね、我々両町というか河辺町の場合も、当然これまで行政 依存でずっときたわけです。そういった住民が今度はそういう一つのシステムの中で、 地域審議会になるかどうかわかりませんけれども、行動を自立的にですね、自分を律 しながら行動する市民になるためには非常にハードルが高いと思うわけでございます。

今後、そういった問題に対して住民を育成していくというようなことも、これからは大きな課題のひとつになろうかと思うわけですけれどもですね、そういった面に対して、市長さんはどのようにお考えになっておられますか。

佐竹議長 これはやはり、端的にいきますと情報公開じゃないかと思います。

情報公開というものを、単に役所のいろんなことを数値で出すだけではなくて、実態はどうなっているのかと、その負担はどうなっているか、自分たちの権利はどうなっているのか、そういう中で、今、世の中がどうなっているのかという時代認識を十分住民の方々にしていただく。そして、そういう様々な制約の中にあっても、どうその活力ある地域にもっていくかと、やはりそれに尽きるのではなかろうかなということだと思います。

ただ、そこら辺はなかなか難しく、そう一朝一夕には、これは別に秋田市だから進んでいて、河辺、雄和だからと、そういうことではないと思います。やはり秋田市におきましても、その意識というものを持っている人は一部だと。これをどうやってこの実態を皆さんにさらけ出して、あるいは、やはり政策過程にそういう市民の目、意見、知識を入れながら一体的にやっていくかというと、それの努力の積み重ねしかないのではないのかなと。当然、一つの政策でそれをすぐできるというものではなくて、やはりそういう意味では、例えば都市内の地域分権であっても、そういう方の基本的な方針を定めてどんどん議論していただくと。その中で市民の理解度を成熟させ

るという、そういう方向はこれからの行政運営で、特に地方自治体の行政運営で大きなウェイトを占めるのではなかろうかなという感じがしております。

そういう点も含めて、やはりこれからは単に合併事案のみならず、全体の問題として相当研究、あるいはそういうシステムについては知恵を絞っていかなければならないと、そう考えております。

藤原 貢委員 それでは、市長さんは今の段階で、言うなれば地域審議会の設置の有無についてはどのようにお考えになっておられますか。

佐竹議長 これは、先ほどの名前は別にしても、事務局も含めて十分検討をいたしまして、ここでどういうものがということはちょっと今の段階ではまだ持ち得ておりませんけれども、その中でそういうものについて、より住民の理解を得られ、そして住民が機能するという形での方向を探ってまいりたいと思っています。

はい、どうぞ。

佐藤裕之委員 民間の委員として一言お話させていただきたいと思います。

実は先日、民間の委員6名で市役所に集まりまして、勉強会をさせていただきました。その際に私としても、先ほど池村先生がおっしゃったような1票の価値という観点からお話をさせていただいたところでございました。そういう中で、いわば今回の合併の事例、既になくなったことですけれども、在任特例というような、いわば短い期間でも法の下に平等に反するような意見が消えていったということに対し、そのご努力には敬意を表するところでありますが、やはり一秋田市民としての立場から考えても、この、今ご説明がありました地方自治法91条5項のこの著しく増減があったかないかという要件が、今回の合併の事例にはたして該当していくのかどうかということを、やはり事務局の方から、もう一度私どもに対してご説明をいただきたいなと思います。

その日のお話では、総務省の方からの見解はあったということでありますけれども、しかし、はたしてその著しく増減があったというこの辺の解釈をしていく中で、やはり著しく増減というものであれば、相当の程度でなければこの要件にあたらないのでないかという疑義を抱えたまま私どもも判断しなければなりません。そういった意味で、将来に傷を残さない意味でも、そこら辺をもう一度調査研究をしていただきたいなという気がいたします。

それから、先ほどやはり池村先生からあったとおりに、じゃあなぜ46名なのかなというところを考えますと、例えば定数特例というものをとったとき、各特別の選挙区をもってそれぞれ一人と。これでもおそらく票の重さということであれば、秋田市民1に対して河辺が0.9、雄和が1.1くらいになると思うんですけれども、2人ということになると、河辺の場合は1.4、雄和の場合は大体1.8ぐらいになるんでしょうか。や

はりここで 1 対 2 に近いというような状態というものは、民主主義の根幹である法の下の平等で 1 票の価値ということを考えると、これは短期間かもしれないけれども重大なことなんではないのかなと思います。もちろん今回の合併に対する特例法の考え方、合併される側の意見をきちんと議会にも吸いあげようという意味での特例措置ということはよくわかりますけれども、やはり原理原則は 1 票というものは、非常に価値としては重いものであるということをもう一度認識していただいて、この辺を私どもにもわかりやすいように専門部会としてご説明をいただくようなことはどうしても必要なんではないのかなと思います。

もう1点だけ、今のことに関連して、今さらのお話かもしれませんが、やはりこれは制度の問題ですから、法の問題、あるいは理念の問題としてきちっと研究を尽くしてくるべきものだと思います。しかしながら、ちょっとここにきて気づいたというか、少し手続きとして問題があったのではないのかなと思いますのは、大変ちょっと勉強不足で、これでいいのかどうかわかりませんけれども、専門部会が各市町の議員さんで構成されて、その方々が1から10まで議論をしてここに議案として上程するという手続きに問題はなかったのかということは、若干疑義なしといたしません。

というのは、確かに制度論で非常に極めて理念的に、理想的にご議論いただいたというふうに解釈はしていますが、蓋を開けてみますと、やはり議員さんの任期の問題があるわけで、そうなってきますと、当然制度の問題を純粋に議論している中に、ご自分の任期という、いわば特別利害関係人的な立場もあったわけです。そういう意味では、もう一つ別に、もっと理念的にこれを調査研究いただいて、私ども民間委員にもご説明いただく、それを協議会の中でお出しいただく、そのうえで議論がここまで煮詰まったという手続きが、どうしても必要だったんではないのかなということで、私自身もこういうことを申しあげるのがこの段階に及んだことについては大変反省しておりますけれども、やはり一考するべきところがあったのではないのかなと思いました。

意見でございます。

佐竹議長 特に事務局、ありますか。

高橋事務局長 この意見を集約いたしますと、まず、著しい人口増の問題、46人の合理的説明ということが一つありました。それから、佐藤委員からの議論の過程で、この全体的に、いわゆるこの法定協も含めて、もう少し幅広の議論が必要でなかったかということでございました。

まず後段について、私ども事務局の考えを申しあげますと、ご案内のとおりこの議員の身分の問題等についても、50にわたる調整項目、事業項目の中の1つの項目でしかないという部分がまた一つあります。従いまして、この秋田市・河辺町・雄和町合

併協議会の考え方としましては、各専門部会に議案調整をお任せするというスタンスをとってまいりました。この12人の議員の方々における議論というものは、専門部会における議案調整の中で行われたものでありました。今日はそういう状況になっておりませんが、仮の話でありますが、もし議会専門部会における協議調整が不能であったと、不可能であったという場合には、当然、幹事会の決定を受けてこの法定協にあがってまいりますし、その際、基本的には皆様から全体の中でこの取扱いをどうするのかということが次の段階として議論されたであろうと考えております。

また、今回の法定協の処理スキームの中では、小委員会の設置ということがありまして、他都市の先進事例を見ますと小委員会での議論も多いことではありました。しかしながらおかげ様をもちまして、この専門部会における協議・検討がなし得て今日に至っているということでございます。

それからもう一つは、著しい人口増の問題を、先ほど池村教授からもご高見をいただきましたが、この解釈の中に昭和の大合併を考えてみますと、長くはなりません。昭和の大合併を考えてまいりますと、あの時点では8,000人の人口規模というものをひとつ想定しております。54年前の話であります。この自治法そのものがその前に成立しておりますから、ここら辺の8,000から10,000という数字は、結構著しい人口増に該当したと。中学校区を1つを作るということは、住民自治の観点から適切だということで8,000人を超えた、下回らない程度で町村単位を考えていると、基礎的自治体を考えるということがございました。この考え方は基本にございました。

そして、ためらい、先ほど佐藤委員の中からも、この選択肢はなぜなかったのかということがございましたが、私どもも、同じ著しいそのことが著しい人口増につながっていったかどうかについて確信が持てなかったけれども、自治法の中の但し書にこのことがあるということは、ずっと問題意識として持っていたところであります。その中で先進の都市の中でも、我々の中でも、これは再度詳細にわたって法的見解をもらったうえで対応すべきであると。間違った理論では許されないという思いから、この協議過程の中で秋田県、秋田県市町村課ならびに県を通じて総務省の見解を得る中で、著しい人口増は、その具体的な基準はないけれども、合併問題そのものにおいて著しい人口増は、その具体的な基準はないけれども、合併問題そのものにおいて著しい人口とみなされるというふうな法的な解釈がありまして、これであればひとつの提案になり得るということで協議・検討したところでございます。

46人の問題については、課題があろうかと存じます。すなわち、秋田市議会においては46人を行政改革のところにおいて42とみなしてきた、そういうことが現実にございます。これは、30万人から50万人の間における秋田市32万人の人口のことから考えてということでございました。そういうことでは課題が残ろうとは思いますが、平成19年5月1日までのこの2年数カ月の間における合併における特殊な事情をご説明し

てまいりますれば、住民の理解も十分得られるというふうに事務局は考えております。 以上でございます。

佐竹議長では、ほかにご意見ございませんでしょうか。

いずれ、ただいまいろいろ出されたご意見を、やはり、この実際の合併を進める 1 市 2 町の議会、そして執行部は十分重く受け止め、それぞれの住民により一層の理解を求めながら、結局は良いまちづくりにつなげていくという、そういう重大な責務を我々としても感じながら、ひとつこのご意見を伺うということにしたいと思います。はい、町長さん、どうぞ。

伊藤憲一副会長 話が尽きたようなところでありますが、これは私が申しあげることではないような気がいたしますけれども、既にもう議員の問題につきましては、方向がかたまって決定をするというところまできたわけでありますので、ぶり返すことは避けたいと思いますが、先ほど池村先生だとか、今、佐藤委員の方からもお話ありましたけれども、法的にどうなのかということだとか、1票の格差だとかということになりますれば、実は、市民の理解というのはなかなか得られないのではないかという具合に私も思っています。

ただ今回、その定数特例というもの、在任特例というものを国がわざわざ合併特例法の中で、そういうことができますよということを、なぜ最初から持ち出してきたのかというその背景も市民の皆さんには何とかご理解をいただきたいもんだなという具合に思っています。これは地方分権の委員会の中でも、特に編入合併というような町村にあっては、いきなり大きいところに合併するわけでありますから、今までとは相当違った意味で住民の声というものは届きにくくなるのではないかと。従って、住民自治というものを考えると、ある程度の猶予期間といいますか、住民の声が反映できるような議員の数というものも必要でないかと。本来は、合併の時点で議員はすべて失職をするということになりますから、定数特例というものも在任特例もないのでありますけれども、そうではなくて定数特例や在任特例を設けるというのは、いわばそうした住民の不安なりというものを解消していく、国としても合併を進めていくうえでの一つの方策、手段であったなという具合に私は理解をいたしております。

ですから、市民の皆さんには、様々法的な問題だとかそういうものはおありだと思いますが、私どもの編入される側の立場というものも何とかひとつご理解をいただいて、定数にということで決まったこのことについて理解をしていただければなという具合に思っておりますので、よろしくひとつお願いをいたします。

佐竹議長 それでは、大分時間も経ちましたので、それぞれの意見を十分踏まえたうえで採決をさせていただきます。議案第36号、議会議員の任期および定数の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第36号は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日予定の議案の協議は終了いたしました。大分時間が経って、1時間ほど経っておりますが、もうちょっとだけお願いいたします。大変申し訳ございません。次に、次第の3の報告事項に入ります。この報告事項等については、8月8日の第2回の会議で、それぞれ方針が決定しておりますが、その段階で2、3ご意見等があったものについて取りまとめたものでございます。

最初に報告関係資料1について説明願います。

内山総務専門部会長 総務部会の内山でございます。時間も大分経っていますので、簡単にご説明させていただきます。

報告関係資料1でございます。組織および機構の取扱いにつきましては、ただいま会長からもありましたが、8月8日の第2回合併協議会において既に議決されておりますが、この組織機構案を検討するにあたっては、議決いただいた内容、いわゆる現在の河辺町役場および雄和町役場は出先機関とする、それと住民生活に急激な変化を及ぼさないということを前提に体制を構築したものでございます。

基本的な考え方として、下の機構図にもありますが、1つ目は現在の事務局である合併推進局を発展的に改組し、仮称ではございますが、地域振興局として、合併に伴う業務調整や合併後の新市における出先機関のあり方についての総合的な検討を所管する組織とします。

2 つ目として、河辺町役場、雄和町役場については、それぞれ仮称ですが、河辺市 民センターおよび雄和市民センターとし、地域振興局の所属機関とします。

それから3つ目として、現在の両町の支所については、それぞれ連絡所とし、市民 センターの所属機関とします。

4つ目は次のページの組織図をご覧いただきたいと思いますが、現行の両町役場の課制を班制とし、班の下に担当を置くこととしたものでございます。この体制は先ほども申しましたが、管理部門を除いて住民生活に急激な変化をきたすことのないように配慮し、所長、副所長のもと、ほぼ両町の現行の課制に沿った形で総務班から上下水道班、7班14担当の体制を敷いております。

なお、この地域振興局長の権限につきましては、基本的に現行の秋田市における部長共通専決権限を持たせたいと。それから、市民センターの所長につきましては、課長共通専決権限を持たせたいというふうに現時点で考えております。

説明は以上です。

佐竹議長 ただいまの件について、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

いずれこの組織案についても、これからいろいろな実態とその調整事項を見ながらまたやっていかなきゃなりませんし、人事の問題も当然絡んできますので、そういう点で、今、案ということでご理解をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、報告事項2、お願いします。

平山市民生活専門部会長市民生活専門部会です。

小規模水道の取扱いについてですけれども、秋田市で小規模水道の扱いをしておりますのは、飯島天ノ袋、太平野田十三岱の2カ所ございます。これらは地元の管理組合が管理運営を行っておりまして、市は水質検査に要する経費の3分の1の助成を行っております。雄和町は現在、中ノ沢地区、藤森地区の2カ所に施設がございます。町では公営水道として位置づけまして、簡易水道特別会計内で簡易水道と同様に町が直営で管理・運営を行っており、合併に伴う管理運営形態の変化等によるサービス低下は避けたいとしております。

調整方針案ですけれども、雄和町が運営している小規模水道事業については、合併 後も地元に施設譲渡せず、新市の行政財産としてそのまま所有し、施設の維持管理は、 新市が現行と同様、利用者からの水道使用料を徴収したうえで業者等に委託する方向 で調整しております。

以上です。

佐竹議長 よろしゅうございますでしょうか。特に変わらないということですね。 次に、報告資料3をお願いします。

平山市民生活専門部会長 国民年金事務に係る法定受託事務以外の事務の取扱いについてですけれども、報告資料3の裏のページを見ていただきたいと思います。前回の協議会で46、国民年金事務についての両町現況欄の 未支給請求受付、 納付記録管理、 基礎年金番号管理について、法定受託事務以外であるが、両町は住民サービスとして事務執行しております。これを秋田市の制度に統一し、事務を取り扱わないことは住民サービスの低下になるのではないかというご質問がございました。

前のページに戻っていただいて、その回答ですけれども、(1) の未支給請求受付についてですけれども、地方自治法の法定受託事務および国民年金法等で市町村が行う事務とはなっていないことから、秋田市では実施しておりません。両町では、平成14年4月1日以降の地方分権一括法に基づく事務事業の見直し後もこの事務について、住民サービスとして従前どおり受付事務を行っております。これらを踏まえ合併に係る事務協議では、両町の窓口において申請書を受け付けるのではなく、預かるという形をとり、それを社会保険事務所へ送達することでサービスの低下にならず、秋田市

の制度に統一するというものです。

- (2) の納付管理ですけれども、これも平成14年4月1日以降すべて納付記録については社会保険事務所で管理しており、市町村では納付記録の管理を要しないことから秋田市では管理しておりません。両町では、住民サービスとして納付記録を管理し、年金の受給手続きに必要な納付情報を提供するため管理しております。協議のうえ、両町の窓口で住民の問い合わせに随時対応し、社会保険事務所の情報をもって適切な情報提供を行うことから、年金相談には支障とならないものであり、秋田市の制度に統一することにしております。
- (3) の基礎年金番号の管理です。これも平成14年4月1日から市町村が管理する対象は、自営業者等の第1号被保険者であることから、サラリーマンの妻である第3号被保険者については、秋田市では管理しておりません。両町では、従前通り第3号被保険者の基礎年金番号を管理し、各種の情報提供を行っております。これを踏まえ合併に係る事務協議では、両町の窓口で住民の問い合わせに随時対応し、社会保険事務所の情報をもって適切な情報提供を行うことから、年金相談には支障とならないものであり、秋田市の制度に統一することにしております。

以上です。

佐竹議長 ということだそうです。特に変わらないですね。今までどおりということ だと思います。

大変長い時間、今日いろいろと基本的なこともございましたので、大変時間をとりましたけれども、ご協力ありがとうございました。

これで議事および報告事項については、すべて終了いたします。どうも大変ありが とうございました。

最後に事務局から、その他ありますか。

高橋事務局長 今日お配りしております、その他資料 2 についてご説明いたします。 このあとの合併協議会の日程でありますが、第 7 回は 1 月22日木曜日14時から、第 8 回は 2 月23日月曜日14時から、それぞれ当ホテル、秋田キャッスルホテルで開催い たします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、これですべて終わりました。大変精力的なご審議、ありがとう ございました。

以上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員